



北区男女共同参画行動計画

第7次 アゼリアプラン

令和7(2025)年3月
東京都北区

男女共同参画社会の実現に向けて

～だれもが自分の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、

夢や希望を実現できる社会をめざして～

このたび、北区は、北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」を策定しました。

この計画の策定にあたり、議論を重ねて貴重なご意見やご提案をいただきました「北区男女共同参画審議会」の委員の皆さまをはじめ、北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」中間のまとめについてのパブリックコメントにご意見をお寄せいただいた区民の皆さま、「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」にご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。



さて、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2024」では、日本は146か国中118位となっており、世界と比べ、日本の男女共同参画社会の実現は道半ばの状況ですが、北区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成3年（1991年）に、国の「男女共同参画社会基本法」制定や「男女共同参画基本計画」策定に先んじて北区女性行動計画「アゼリアプラン」を策定し、以降、34年にわたり、「北区男女共同参画条例」の制定や男女共同参画を推進するための施策に力を注いできました。

今回のプランでは、社会の変化や課題に対応するため、従前に掲げていた4つの基本目標を整理し3つの基本目標とする、課題・施策・取組を新たな目標に沿った内容に整理する等、計画の体系全体を整理しました。また、区民の皆さまに計画への理解をより深めていただくため、わかりやすい表現に努めるとともに、視覚的な見やすさにも配慮しました。このほか、より実効性の高い計画とするため、109の取組の中でもより力を入れて取り組んでいく取組として新たに21の重点取組を設ける等、新たな仕組みも取り入れました。

北区では、だれもが自分の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、夢や希望を実現できる社会を実現するため、この新たなプランに基づき、さらなる熱意をもって男女共同参画施策に取り組んでいきます。

取組を進めていくにあたっては、区民の皆さま、町会・自治会や事業者の皆さま等、北区に関わる全ての方々の力が必要です。皆さま方と力を合わせながら、男女共同参画社会の実現に向けて力を尽くしていきますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年（2025年）3月

北区長 やまだ 加奈子

目次

第1章	計画の枠組み	1
1	男女共同参画社会とは	1
2	計画策定の目的	1
3	計画策定の背景	2
4	計画の位置付け	9
5	計画の期間	10
6	計画の策定体制	10
7	計画の評価	11
8	計画の見直し	11
第2章	計画の基本的な考え方	12
1	計画策定の基本理念	12
2	計画の基本目標	13
3	計画の体系	14
第3章	計画の内容	16
1	基本目標Ⅰ すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して暮らせるまち	16
課題1	「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」	16
課題2	「互いの人権を尊重する意識の形成」	24
課題3	「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」	30
課題4	「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」	34
2	基本目標Ⅱ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち	36
課題1	「ワーク・ライフ・バランスの推進」	36
課題2	「子育てや介護に関する支援」	39
課題3	「働く場における男女平等の推進」	45
課題4	「意思決定過程への女性の参画推進」	48
3	基本目標Ⅲ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち	52
課題1	「育ちの場における男女共同参画意識の形成」	52
課題2	「暮らしにおける男女共同参画の推進」	54
4	計画の推進体制	62
課題1	「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」	63
課題2	「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」	66
5	課題ごとの目標指標	67

資料編

69

1	北区男女共同参画に関する意識・意向調査の概要	69
2	北区男女共同参画審議会委員名簿	70
3	計画策定までの審議会の開催経過	71
4	男女共同参画推進の動き（国際婦人年以降）	72
5	関係法令	79
6	用語解説	112

コラム

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク	20
北区パープルリボンシンボルマーク	23
「Kita-Ally」ロゴマーク	35
ワーク・ライフ・バランス	37
男女間の賃金格差	50
固定的性別役割分担意識とは	54
防災分野における男女共同参画	60
スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）	62

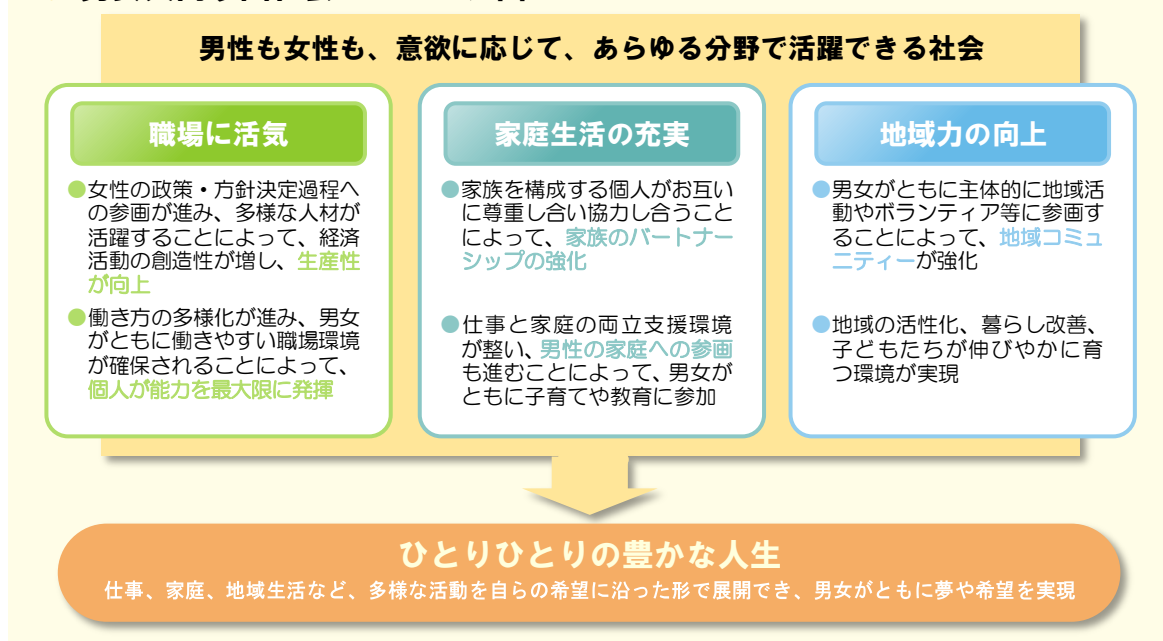
第1章

計画の枠組み

1 男女共同参画社会とは

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条第1項）と定義しています。

▶ 男女共同参画社会のイメージ図



参考：内閣府男女共同参画局ホームページ

2 計画策定の目的

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画を包含する計画として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、区政の各分野において必要な施策を総合的に推進することを定めるものです。

3 計画策定の背景

(1) 北区の取組

区では、これまで以下のような取組を行ってきました。

年	動き	内容
平成3 (1991) 年	北区女性行動計画 「アゼリアプラン」策定	・ 北区アゼリアプラン推進区民 会議設置 ・ 女性計画推進室設置
平成18 (2006) 年	「北区男女共同参画条例」制定	・ 北区男女共同参画審議会設置 ・ 北区男女共同参画苦情解決委員 会設置
平成22 (2010) 年	第4次「アゼリアプラン」策定	・ 「北区男女共同参画条例」に基づ き策定
平成27 (2015) 年	第5次「アゼリアプラン」策定	・ プランの一部を「北区配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護 等のための基本計画」として位置 付け
平成28 (2016) 年	東京都北区配偶者暴力相談支援 センターの設置	・ 配偶者からの暴力の防止並びに 被害者の保護及び自立支援を図 ることを目的として設置
令和2 (2020) 年	第6次「アゼリアプラン」策定	・ プランの一部を「北区女性の職業 生活における活躍推進計画」と して位置付け
令和4 (2022) 年	「北区パートナーシップ 宣誓制度」開始	・ 多様性を認め合い、誰もがいきい きと生きることができる差別の ない人権尊重社会の実現を目指 して開始

区では、平成3年度に北区女性行動計画を策定し、この計画を「アゼリアプラン」と命名しました。

以降、「第2次・第3次北区アゼリアプラン」を男女共同参画社会をめざす行動計画として、「第4次～第6次アゼリアプラン」を北区男女共同参画行動計画として位置付け、男女共同参画社会実現に向けた施策を展開してきました。

以下のページでは、北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」を「アゼリアプラン」と表記します。

(2) 世界の動き

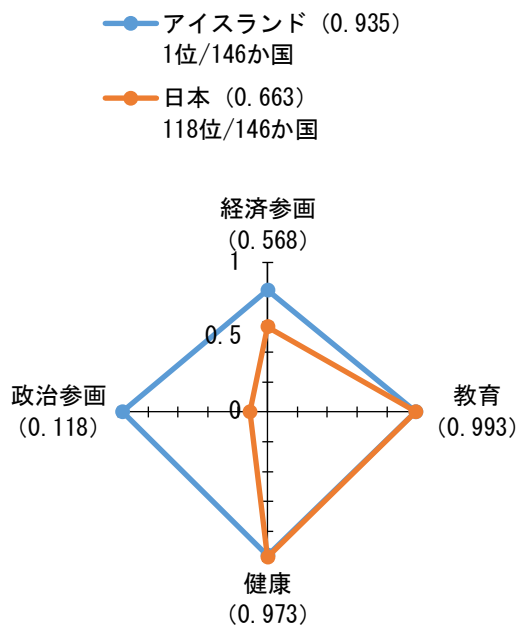
- 世界では、国際連合が昭和50（1975）年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画を採択し、その後もさまざまな取組が展開されています。
- 昭和54（1979）年には、国連総会が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60（1985）年に批准しています。
- 平成27（2015）年の国連持続可能な開発サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として17のゴール・169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール・ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、アゼリアプランと関連した目標が盛り込まれています。



- 世界経済フォーラムが公表している最新の「ジェンダー・ギャップ指数※（GGI）2024」では、日本は146か国中118位となっています。（令和6（2024）年6月12日発表）。「教育」と「健康」は世界トップクラスですが、「経済」と「政治」の値が低く、先進国の中では最下位となっています。ジェンダー平等が進んでいる世界各国のように、今後、日本がジェンダー平等を実現していくためには、経済分野と政治分野における男女格差の早急な解消が課題となっています。

※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野の平均から算出し、数値をランク付けしたものの。

【ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2024】



	日本の 順位	日本の 得点	アイスランド の得点(参考)
経済	120	0.568	0.815
教育	72	0.993	0.992
健康	58	0.973	0.962
政治	113	0.118	0.972
総合	118	0.663	0.935

注：得点は「1」に近いほど男女格差が少なく、平等であることを示す。

出典：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成

(3) 国の動き

男女共同参画の現状

- 少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画する実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。
- 近年、社会的にジェンダーへの関心が高まりつつありますが、依然として指導的地位に占める女性割合の低さや固定的性別役割分担意識等、様々な課題が残っています。
- 令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりました。一方で、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化、女性の貧困、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による弊害といった課題も明らかになっています。

男女共同参画基本計画の策定

- 国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11（1999）年6月の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、政府として取り組むべき施策を総合的に進めてきました。
- 平成27（2015）年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

- 令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、施策の総合的・計画的な推進が図られています。同計画における目指すべき社会として以下の4つが示され、その実現を通じて、「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌^{わだち}を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

出典：第5次男女共同参画基本計画～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

- 令和元（2019）年5月に改正され、令和4（2022）年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表が義務化されました。

改正のポイント

- 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- 特例認定制度（ブラチナえるぼし）の創設
- ハラスメント相談を理由とする事業主による労働者への不利益取扱いを禁止

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

- 令和3（2021）年6月に改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

改正のポイント

- 国・地方公共団体が政治分野における男女共同参画の推進に必要な施策を講じる責務を明記
- 国・地方公共団体におけるハラスメント等への対応を追加

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

- 令和4（2022）年5月に成立し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、女性の意思が尊重されながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

法律のポイント

- 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定
- 国・地方公共団体が困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記
- 民間団体との協働による訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）の改正

- 令和5（2023）年5月に改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

改正のポイント

- 接近禁止命令等の申立てをすることができる範囲の拡大
- 禁止命令の対象行為に連続した SNS 等の送信を追加
- 保護命令違反の厳罰化

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立

- 令和5（2023）年6月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を^{かんよう}涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

法律のポイント

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進等を明記

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正

- 令和6（2024）年5月に改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

改正のポイント

- 3歳～小学校入学前の子を養育する労働者が始業時刻・テレワークなどの柔軟な働き方を利用できるよう事業主に義務付け
- 男性の育児休業取得状況の公表義務の対象の拡大
- 労働者等への仕事・介護の両立支援制度等の情報提供を事業主に義務付け

(4) 東京都の動き

東京都では、男女平等参画の促進や配偶者からの暴力防止対策として、以下のような施策や取組を進めてきました。

男女平等参画のための東京都行動計画

- ・平成 14 (2002) 年策定
- ・平成 19 (2007) 年、平成 24 (2012) 年、平成 29 (2017) 年改定

平成 29 (2017) 年の改定にあたっては、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」として一体的に策定

東京都配偶者暴力対策基本計画

- ・平成 18 (2006) 年策定
- ・平成 21 (2009) 年、平成 24 (2012) 年、平成 29 (2017) 年改定

平成 29 (2017) 年 3 月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和 4 (2022) 年 4 月に改定しました。

「東京都男女平等参画推進総合計画」は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されています。

東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画

東京都配偶者暴力対策基本計画

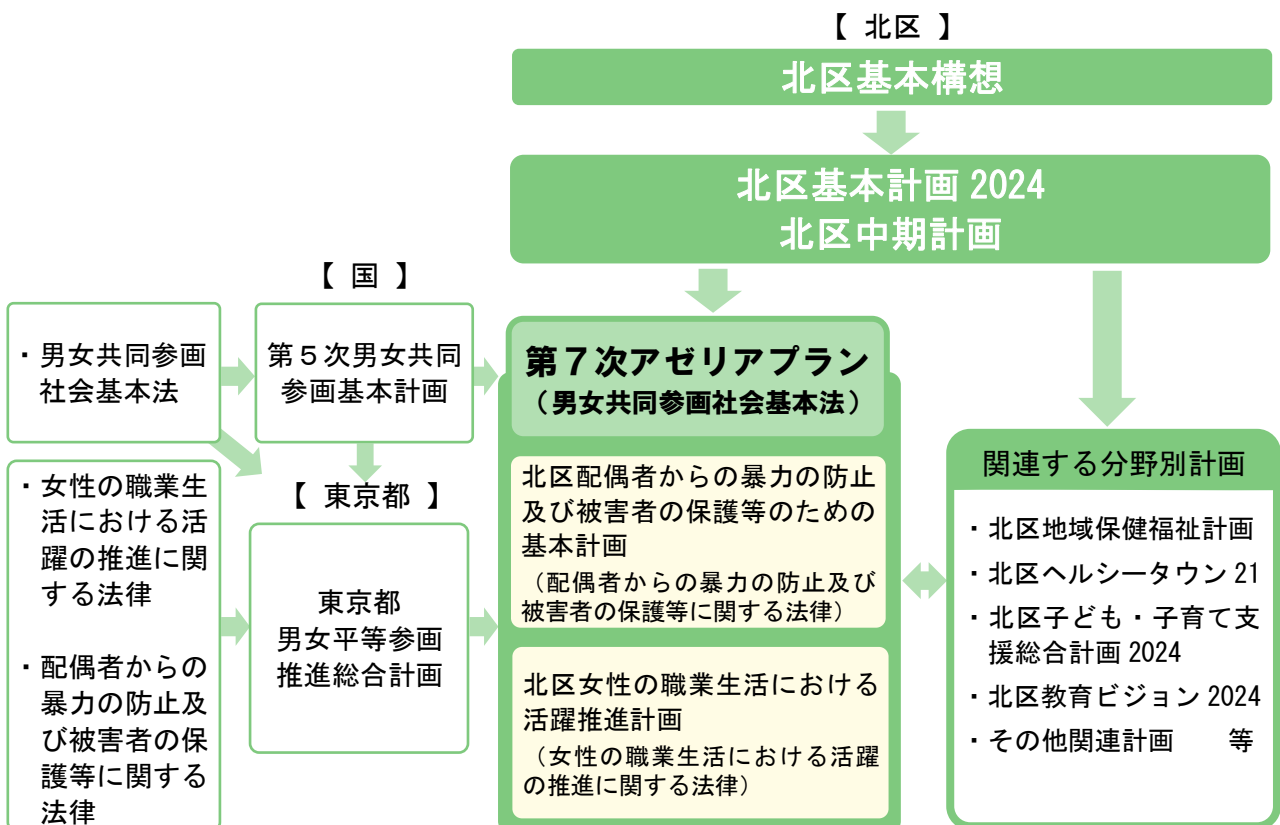
都では、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて、右記の 3 点の視点から取組を強化しています。

- 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

- 令和元 (2019) 年には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、令和 5 (2023) 年 3 月に改定。
- 令和 4 (2022) 年 11 月には、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始。
- 令和 6 (2024) 年 4 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定。

4 計画の位置付け

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に続く、第7次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- (5) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (6) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けます。
- (7) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置付けます。
- (8) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置付けます。



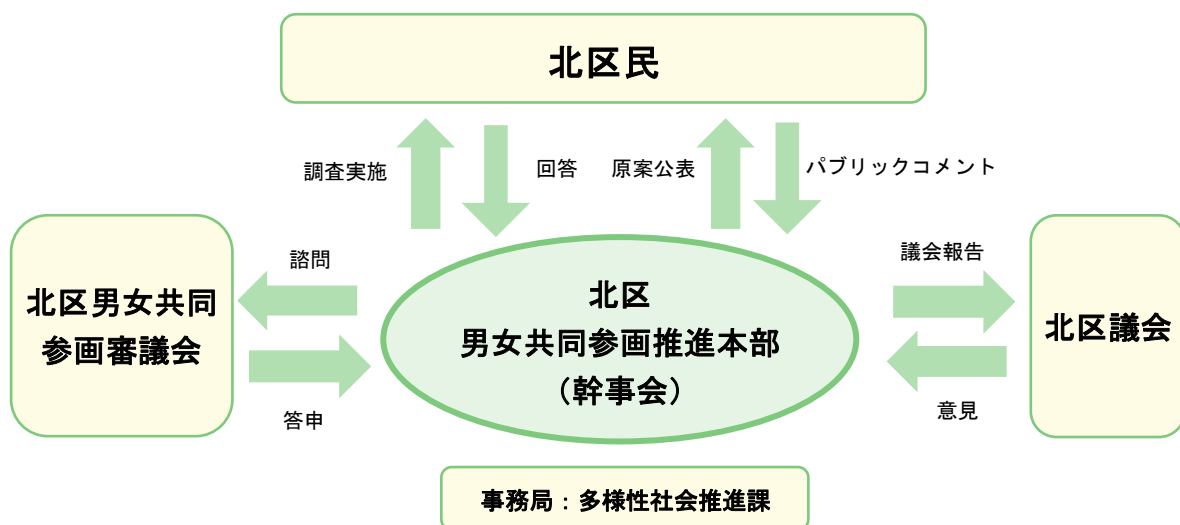
5 計画の期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画期間を変更する場合があります。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
北区	第6次 アゼリアプラン		第7次アゼリアプラン				
東京都	東京都男女平等参画推進総合計画						
国	第5次男女共同参画基本計画						

6 計画の策定体制

令和5（2023）年度に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和6（2024）年5月に示された答申を踏まえ、区が施策を検討し、「第7次アゼリアプラン」中間のまとめを作成しました。その後、パブリックコメント（意見募集）を令和6（2024）年12月20日から令和7（2025）年1月27日まで実施し、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、この計画を策定しました。

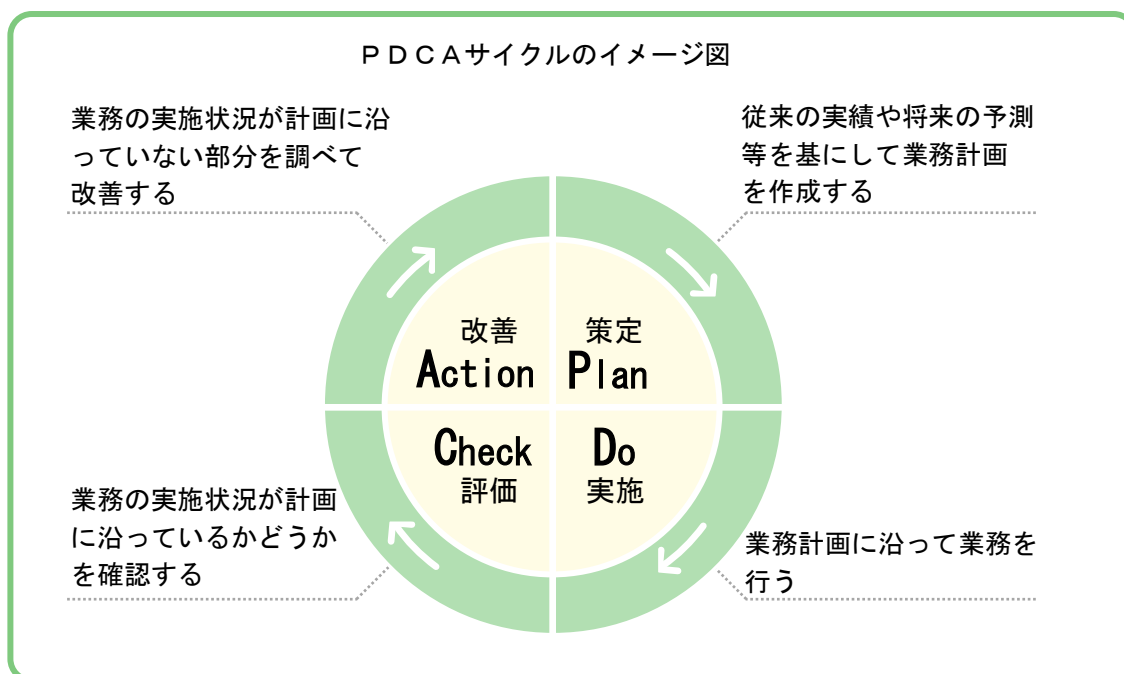


7 計画の評価

この計画の取組を進めるにあたり、施策の見直しや改善を適宜行う必要があるため、計画の進捗状況を把握するとともに、進捗状況を取りまとめ、毎年度区民に公表します。

評価は、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が行います。評価の必要事項および評価方法については、年次評価の手順書を別に定め、それによることとします。

なお、計画全体の進捗については、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



8 計画の見直し

この計画は、実施状況や、社会の状況の変化に的確に対応するため、計画策定後も必要に応じて見直しを行います。

1 計画策定の基本理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ

すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してらせるまち

配偶者等からの暴力や性暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、区民と各関係機関が連携して被害者の支援に取り組むことが重要となります。配偶者や交際相手からの暴力が犯罪であることを広く区民に向けて啓発するほか、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者にならないよう、予防啓発にも取り組みます。また、被害者本人や配偶者暴力に気づいた人が迅速に相談できる体制の整備や被害者の安全を考慮した適切な対応を行います。

さらに、互いに尊重し合う関係づくりの基本となる人権意識の形成、生涯にわたる心身の健康支援や性の多様性への理解を推進します。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

人生100年時代の到来がいわれる中、人々のライフスタイルや価値観も多様化しています。

このような時代において、性別や年齢を問わず、学び続けながら、その個性と能力を如何なく発揮でき、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、企業のワーク・ライフ・バランスへの理解や取組の実践を促進します。また、社会の活力を持続していくため、地域や就労の場等あらゆる分野で、女性の力が最大限に発揮されるよう、誰もが働きやすい環境づくり、地域や職場における女性参画の促進や男女共同参画に関する男性の理解促進を支援します。

基本目標Ⅲ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、様々な場面の中で、幼い頃から長年にわたり形成される傾向にあります。

そこで、学校や保育園・幼稚園等で固定的性別役割分担にとらわれない教育・保育を実施するとともに、学校教育を通じてメディア・リテラシーの育成に努めます。また、家庭における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

さらに、社会の様々な場で男女共同参画の視点に立った取組が求められる中、多様な視点を生かした防災対策の充実を推進します。

3 計画の体系



施 策

- ① 暴力防止のための周知・啓発
- ③ 被害者支援の充実

- ② 相談体制の充実

- ① 人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり
- ② 人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- ② 生涯を通じた健康づくりへの支援
- ③ 生きづらさを抱える人への支援

- ① 性の多様性に関する啓発

- ② 性的マイノリティへの支援

- ① 企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援
- ② 働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ① 子育てをしている人への支援
- ③ 困難を抱える家庭への支援

- ② 家族の介護をしている人への支援

- ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

- ② 職場等におけるハラスメントの防止

- ① 政策・方針決定過程における女性の参画推進

- ② 地域や職場における女性リーダーの育成

- ① 子どもに対する男女共同参画意識の形成

- ① 家庭・地域における男女共同参画意識の形成

- ② 多様な視点を取り入れた防災対策の充実

- ① 男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進
- ③ スペースゆうの機能の充実

- ② 計画の進捗管理・見直し

- ① 区民や関係機関等との連携・協働

第3章

計画の内容

1 基本目標 I

基本目標 I

すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して
くらせるまち

課題 1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

現状・課題

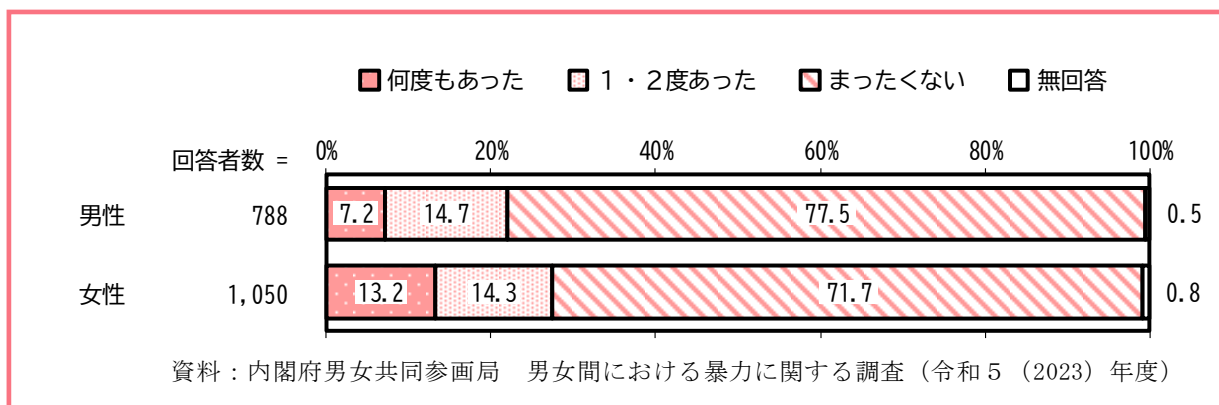
◆暴力を受けた経験

内閣府男女共同参画局が行った「男女間における暴力に関する調査（令和 6（2024）年3月）」では、配偶者から暴力を受けた経験のある人は女性が27.5%、男性が22.0%でした。

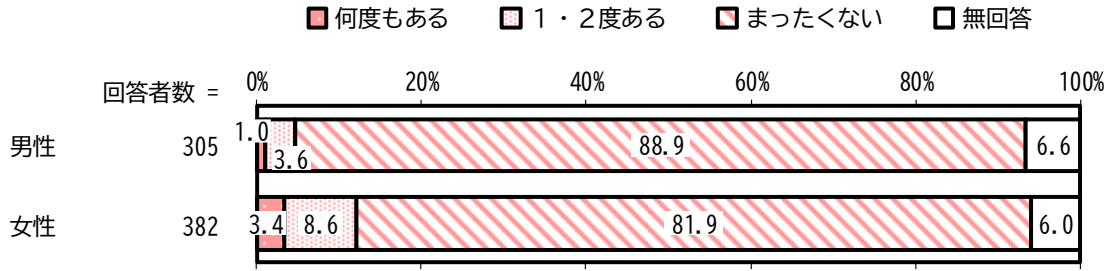
「北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書（令和6（2024）年3月）（以下、「北区男女意識意向調査結果」という。）」では、身体的暴力をはじめ、様々な暴力を受けた経験がある女性・男性が一定数いることがわかります。

暴力防止への理解を広く区民に促すため、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼少期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

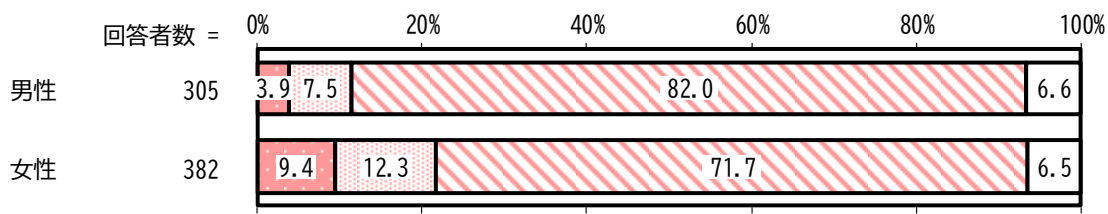
【配偶者等からの暴力の被害経験】



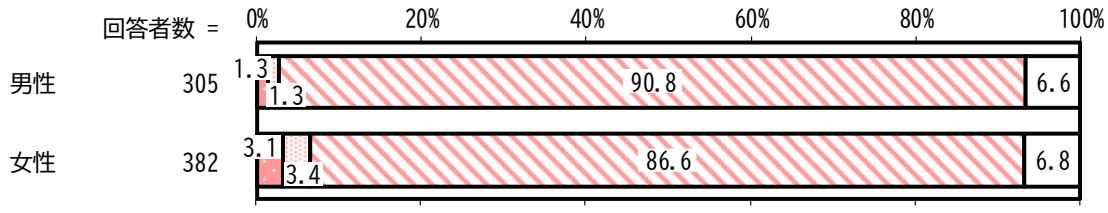
(身体的暴力)



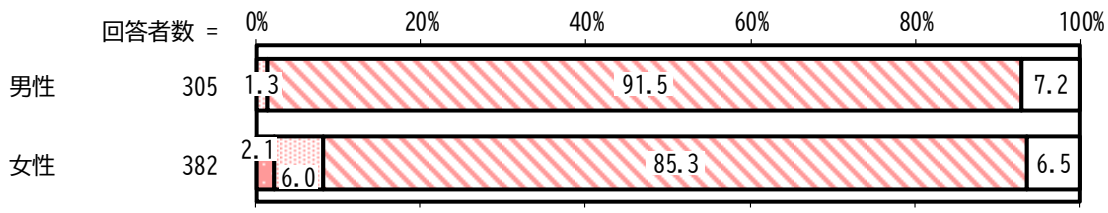
(精神的暴力)



(経済的暴力)



(性的暴力)



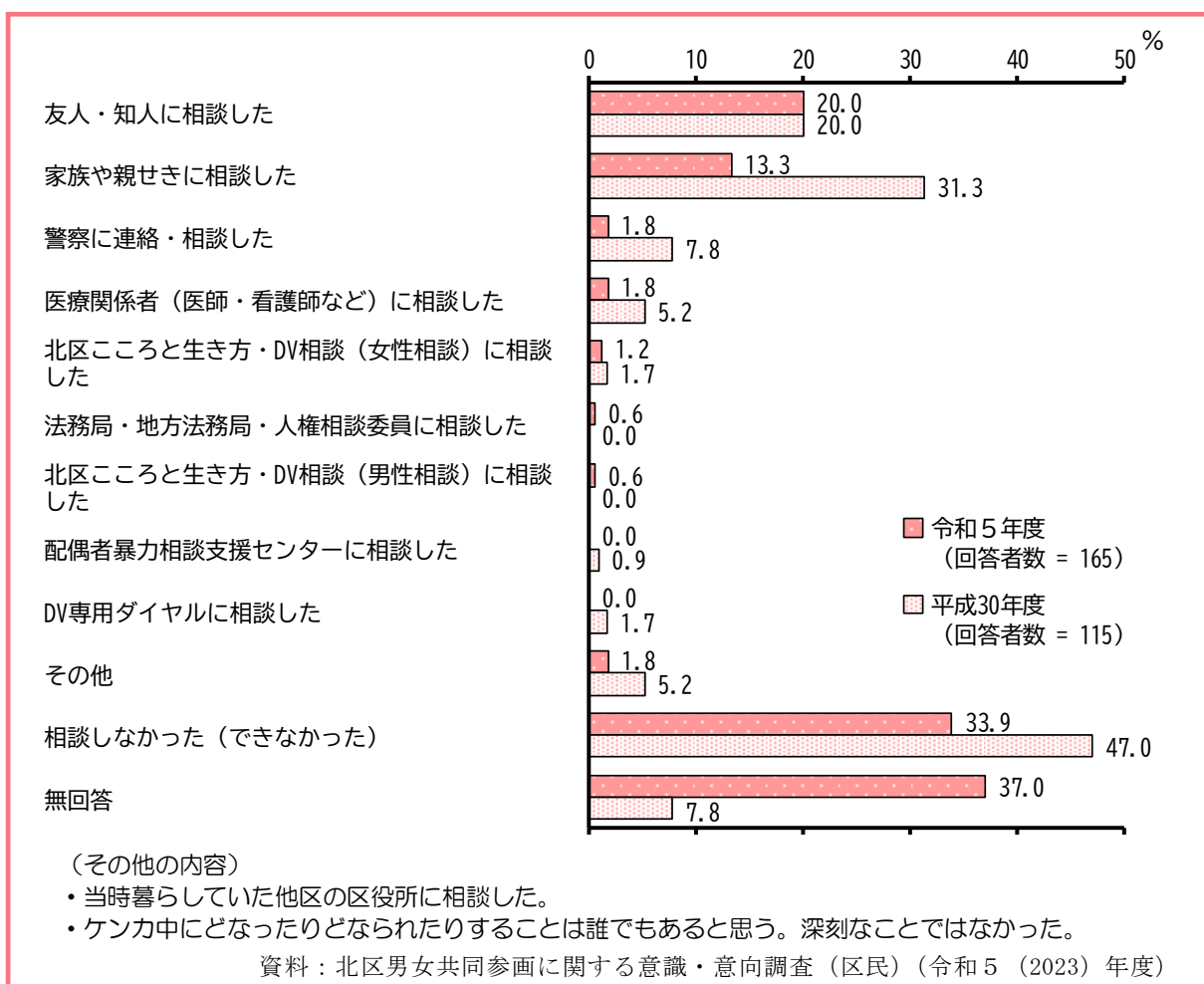
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

◆DVに関する相談先

DVに関する相談相手は、警察や医療機関等の公的機関に相談した人よりも、家族・友人に相談した人が多くなっており、公的機関よりも、まずは自分の周囲の身近な人に相談する傾向がうかがえます。また、「相談しなかった（相談できなかった）」の割合は、前回調査と比べると減少していますが、3割を超えています。

相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、相談窓口の周知を図っていく必要があります。

【DVに関する相談】



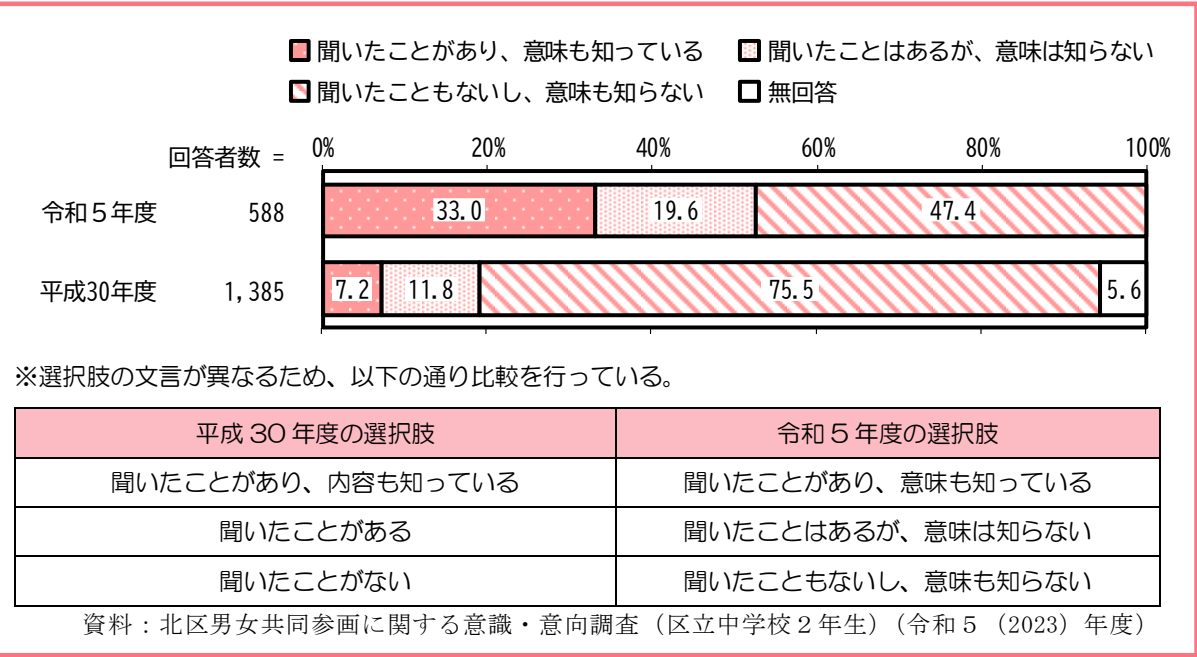
◆デートDVの認知度と経験

男女間における暴力は夫婦・パートナー間だけで起こっている問題ではなく、恋人同士の間でも交際相手に対する暴力が起こっています。

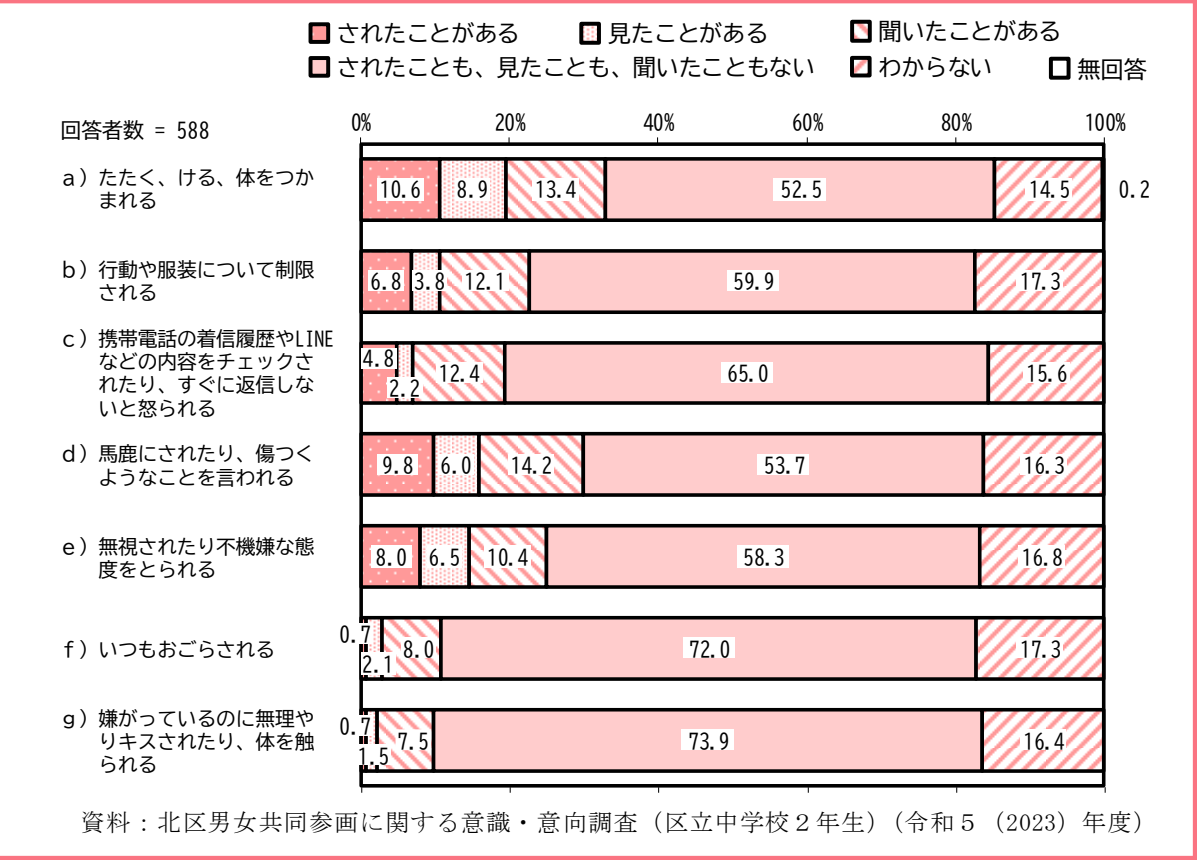
中学2年生の調査では、デートDVの認知度は3割程度となっています。また、デートDVの経験者も少数います。

デートDV被害に関する相談窓口の周知とともに、デートDVに関する啓発を行い、被害を受けている人を相談や支援につなげていく必要があります。

【デートDVの認知度】



【デートDVの被害経験】

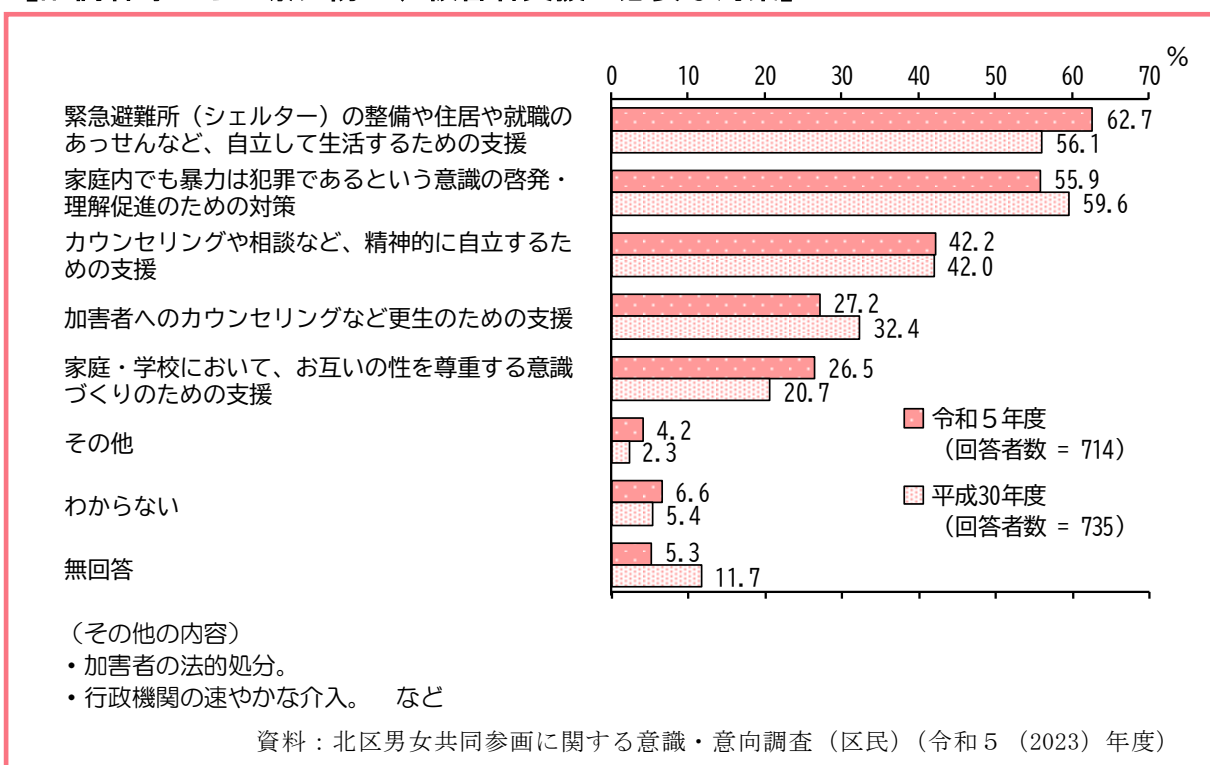


◆配偶者等からの暴力防止、被害者支援対策に求められていること

配偶者等からの暴力防止、被害者支援に必要な対策として「緊急避難場所（シェルター）の整備や住居や就職のあっせん等、自立して生活するための支援」が6割を超えて最も高く、前回調査と比較すると、6.6ポイント増加しています。

暴力の根絶のため、警察・医療機関・民間団体等との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要です。

【配偶者等からの暴力防止、被害者支援に必要な対策】



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

（内閣府制定）

施 策

①暴力防止のための周知・啓発

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を様々な機会を捉えて広く区民に啓発します。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、暴力防止の意識づくりに向けた啓発に取り組みます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
1		DV・ストーカー防止啓発のための事業等の実施	配偶者や交際相手からの暴力は犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、講座、パンフレットや情報誌等により広く区民に向け意識啓発を行います。	多様性社会推進課
2	★	若年層に対する暴力防止に向けた啓発	デートDVやSNSを利用した性被害等の性暴力について、パンフレットや講座等により、若年層を対象とした加害者および被害者を生まないための予防啓発を行います。	多様性社会推進課
3	★	DVに関する情報提供による暴力の早期発見の実現	身体的な暴力だけでなく、大声でどなる、生活費を渡さない等の精神的・経済的暴力等もDVであることを、講座や情報誌等により広く区民に向けて周知し、暴力の早期発見につなげます。	多様性社会推進課

重点取組における主要事業（No. 2）

- パンフレットや情報誌等を活用した若年層を対象とした暴力の予防啓発（多様性社会推進課）
- 出前講座「デートDV予防啓発講座」（多様性社会推進課）

重点取組における主要事業（No. 3）

- DV専用ダイヤル（多様性社会推進課）
- こころと生き方・DV相談（多様性社会推進課）
- 女性のためのLINE相談（多様性社会推進課）
- 母子・父子、女性相談（生活福祉課）

②相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人がすぐに相談することができ、被害者に適切な支援を総合的に行うことができるよう、各種相談事業を実施する担当機関と連携します。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
4	★	DV被害者のための相談の実施	DV専用ダイヤル、こころと生き方・DV相談等の相談の場において、DVに関する相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。	多様性社会 推進課 生活福祉課
5		各種相談事業の実施および担当機関との連携	各担当機関で実施している相談事業を継続していくとともに、担当機関と情報共有を実施し、総合的かつ継続的な支援を行うために、連携会議を定期的開催します。	多様性社会 推進課 高齢福祉課 障害福祉課
6	★	配偶者暴力相談支援センターの運営	関係機関と連携しながら、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等に関する制度の情報提供および助言を行う等、配偶者暴力相談支援センターとして被害者の支援を実施します。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業（No. 4）

- DV専用ダイヤル（多様性社会推進課）（再掲）
- こころと生き方・DV相談（多様性社会推進課）（再掲）
- 女性のためのLINE相談（多様性社会推進課）（再掲）
- 母子・父子、女性相談（生活福祉課）（再掲）



北区ホームページ
各種相談

重点取組における主要事業（No. 6）

- 配偶者暴力相談支援センターの運営（多様性社会推進課）

③被害者支援の充実

日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる様々な関係者と連携し、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
7	★	被害者の緊急一時保護事業の実施	緊急一時保護を実施します。また、関係機関が連携しながら被害者の個人情報の管理を徹底し、被害者の安全を守ります。	生活福祉課 高齢福祉課
8		被害者の自立に向けた支援の実施	被害者の生活再建をはじめとし、同行支援の実施や自助グループ活動の支援等、被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。	多様性社会 推進課
9		被害者の子どもへの支援の実施	面前DV等の子どもの虐待に一体となって取り組むため、必要に応じてケース会議を実施する等、連携して対応します。	子ども家庭 支援センター
10		行政関係機関・警察等との連携	円滑な被害者支援を行うため、関係部署や警察等との情報共有を図る等連携を強化します。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業（No. 7）

- 母子緊急一時保護事業（生活福祉課）



北区パープルリボンシンボルマーク



「北区パープルリボンシンボルマーク」は、女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。

区では、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対する暴力の防止や被害者支援を目的とした啓発事業に取り組んでいます。

課題2 「互いの人権を尊重する意識の形成」

現状・課題

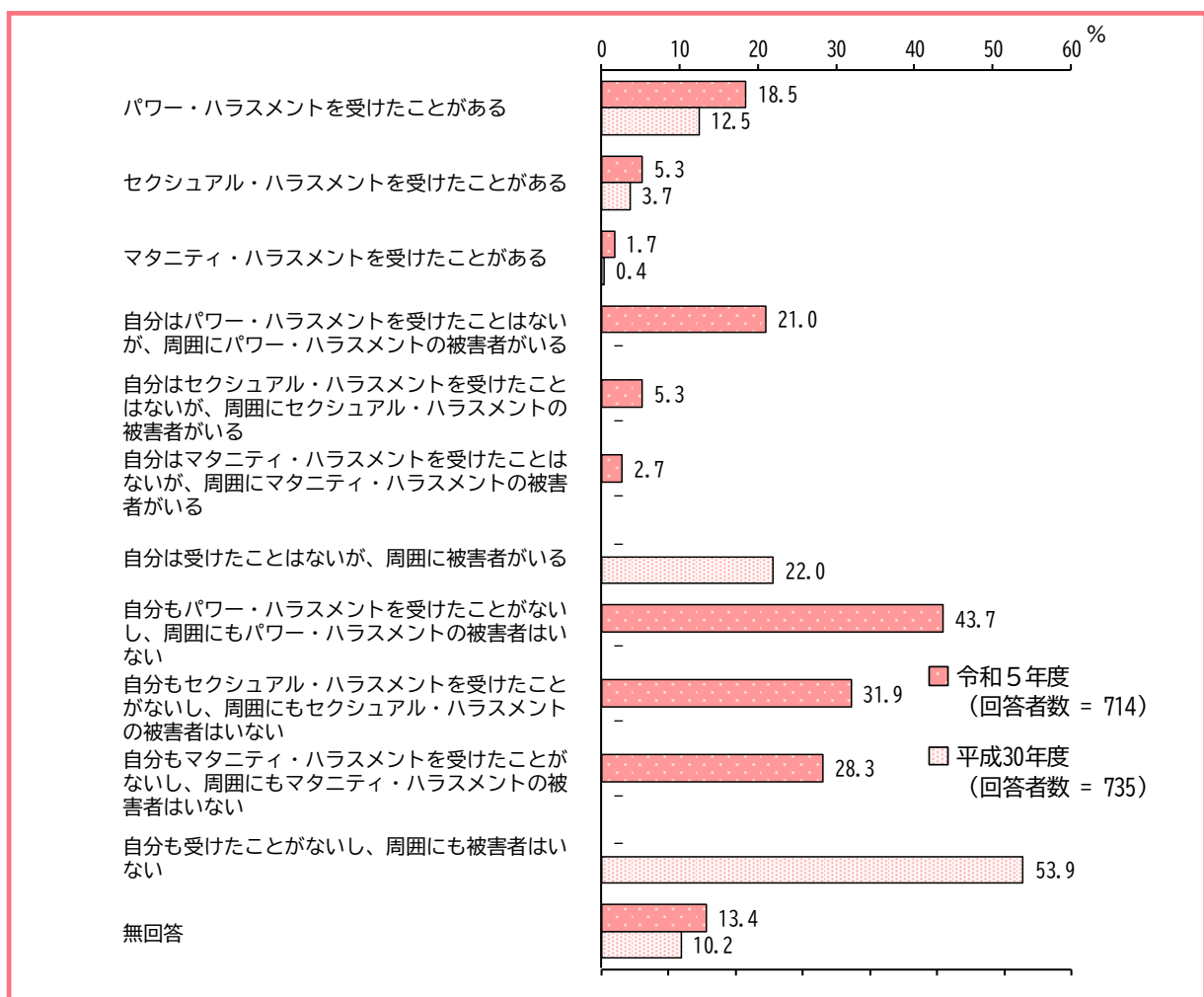
◆ハラスメントの状況

北区男女意識意向調査結果では、「パワー・ハラスメントを受けたことがある」あるいは、「自分はパワー・ハラスメントを受けたことはないが、周囲にパワー・ハラスメントの被害者がいる」との回答が4割となっています。

ハラスメントに対する相談相手については、「友人・知人に相談した」、「家族に相談した」との回答が大半を占めており、一方で「公的機関に相談した」との回答は約1割となっています。

ハラスメントを受けた際の対応や相談窓口を多くの人に知ってもらうため、情報提供を進めていくとともに、ハラスメント防止に向けた取組の必要性を啓発していくことが必要です。

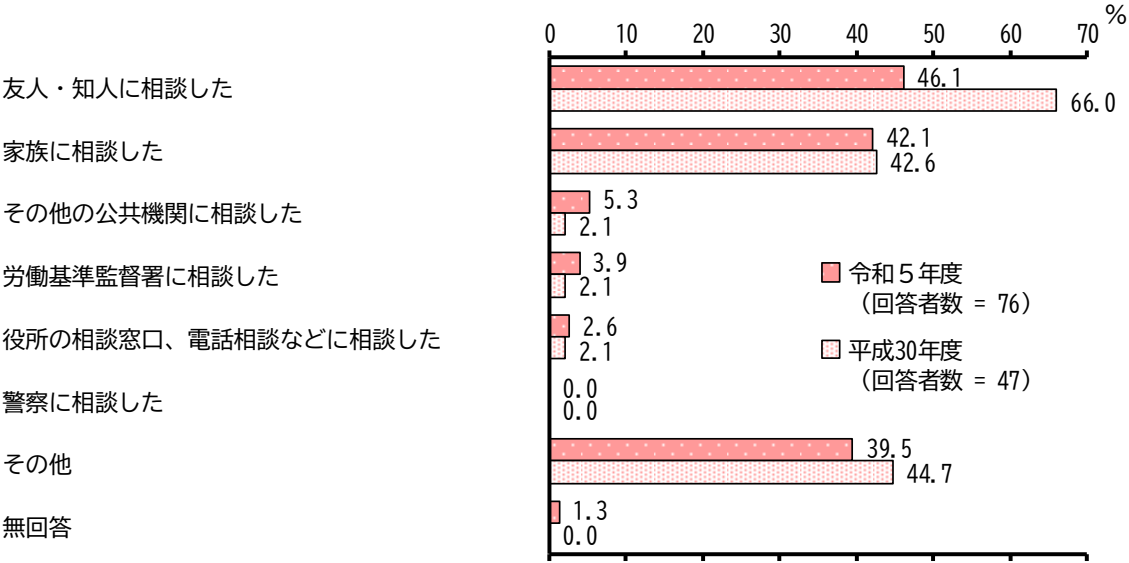
【ハラスメントの被害経験】



平成30年度の選択肢	令和5年度の選択肢
自分は受けたことはないが、 周囲に被害者がいる	自分はパワー・ハラスメントを受けたことはないが、 周囲にパワー・ハラスメントの被害者がいる
	自分はセクシュアル・ハラスメントを受けたことはないが、 周囲にセクシュアル・ハラスメントの被害者がいる
	自分はマタニティ・ハラスメントを受けたことはないが、 周囲にマタニティ・ハラスメントの被害者がいる
自分も受けたことがないし、 周囲にも被害者はいない	自分もパワー・ハラスメントを受けたことがないし、 周囲にもパワー・ハラスメントの被害者はいない
	自分もセクシュアル・ハラスメントを受けたことがないし、 周囲にもセクシュアル・ハラスメントの被害者はいない
	自分もマタニティ・ハラスメントを受けたことがないし、 周囲にもマタニティ・ハラスメントの被害者はいない

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

【ハラスメントに関する相談相手】



（その他の内容）
・職場の上司。
・職場の人事部などの相談窓口。 など

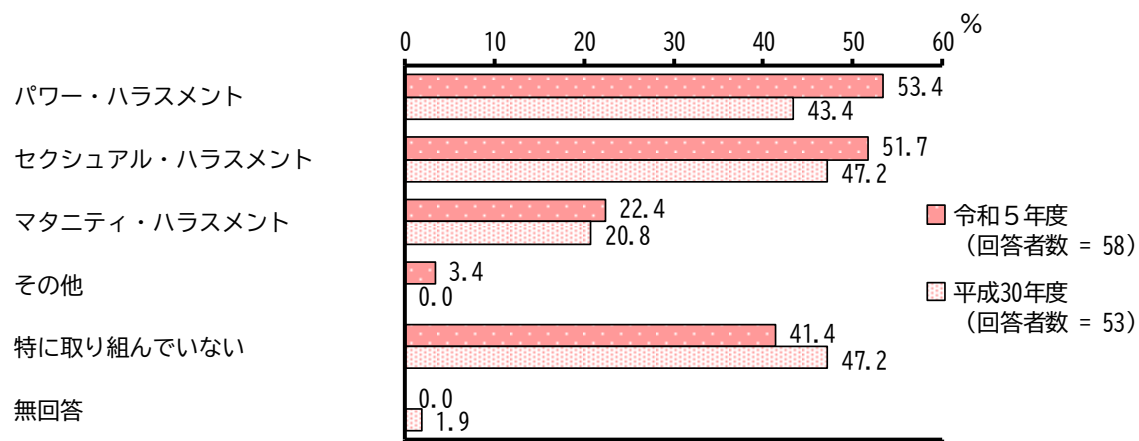
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

◆ハラスメント防止の取組状況

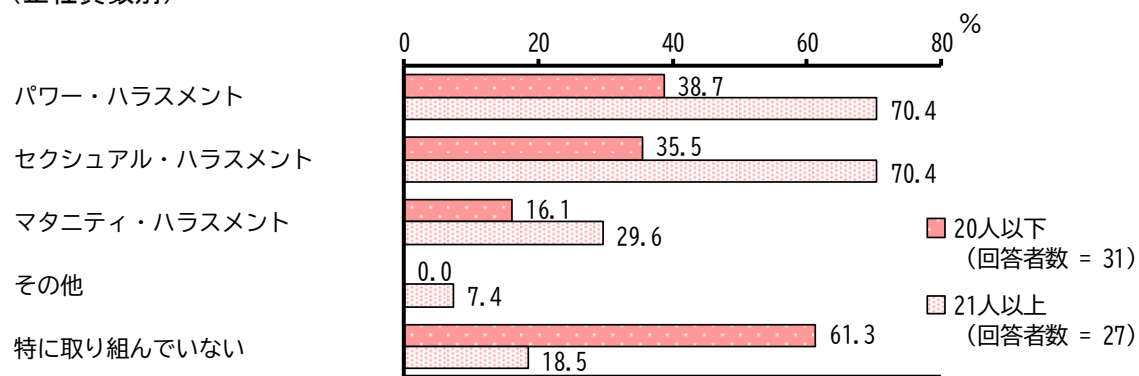
ハラスメント防止の取組状況について、「特に取り組んでいない」と回答した事業所は約4割となっており、正社員数が20人以下の事業所で多くなっています。また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント防止の取組を行っているとは回答した割合に対して、マタニティ・ハラスメント防止の取組を行っているとは回答した割合は少なくなっています。

このため、各事業所に対してマタニティ・ハラスメントも含めた様々なハラスメント防止の取組の必要性について、啓発していくことが必要です。

【ハラスメント防止の取組状況】



(正社員数別)



(その他の内容)

- ・ハラスメントと名の付くもの。
- ・全社員に周知。

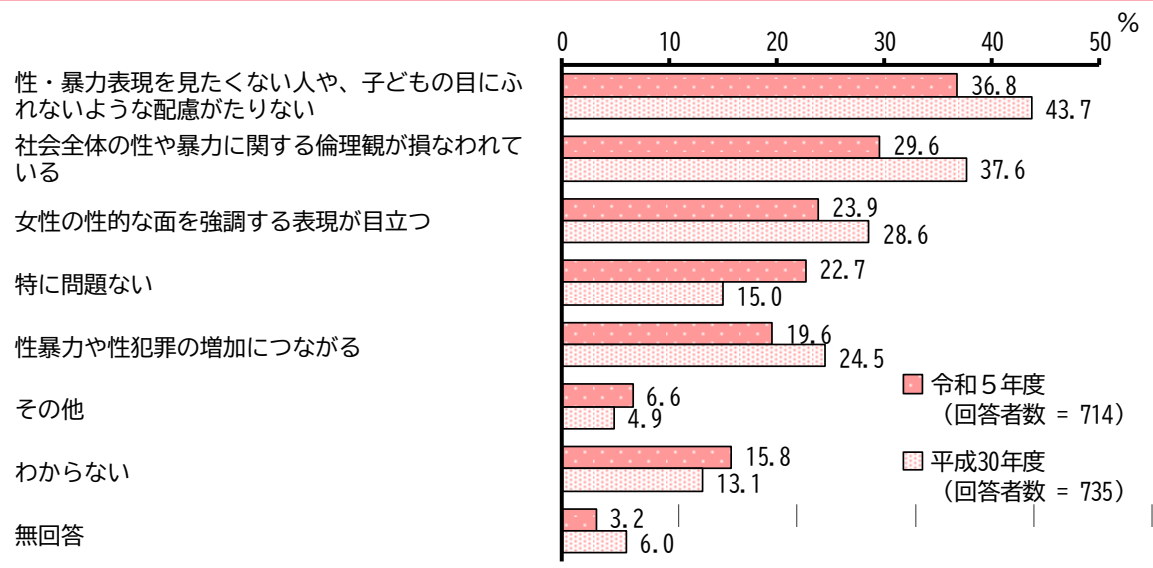
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（事業所）（令和5（2023）年度）

◆メディアにおける性・暴力表現への意識

メディアにおける性・暴力表現を問題として捉えている人が一定数います。

テレビやインターネット等、様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディア・リテラシーを高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。

【メディアにおける性・暴力表現について】



(その他の内容)

- ・主なメディアが1つの価値観を推奨しているように感じるので改善してほしい。
- ・それを観て受け取る側の心の教育が必要。 など

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

施 策

①人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり

児童、高齢者、障害者等への虐待防止研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。また、区民一人ひとりの人権意識を高めるため、啓発や学校での人権教育を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
11	★	人権の尊重と男女共同参画の重要性の啓発	区民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるために、人権講演会、平和祈念週間や区民まつりでの啓発、広報誌への掲載等を行います。また、子どもの権利の尊重について動画、リーフレットの作成や出前講座により普及啓発を行います。	多様性社会 推進課 子ども未来課
12	★	人権の尊重と男女共同参画の重要性の理解に関する教育の実施	人権について考える機会を設けることによって、一人ひとりが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的として、小・中・義務教育学校等において人権教室を実施します。	多様性社会 推進課
13		高齢者虐待に関する啓発	高齢者への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	高齢福祉課
14		障害者虐待に関する啓発	障害者への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	障害福祉課
15		児童虐待に関する啓発	児童への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	子ども家庭 支援センター

重点取組における主要事業（No. 11）

- 人権講演会（多様性社会推進課）

重点取組における主要事業（No. 12）

- 人権擁護委員による小・中・義務教育学校等での人権教室の実施
(多様性社会推進課)

②人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

児童、高齢者、障害者等への虐待、人権を侵害する行為の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。また、児童、高齢者や障害者等権利擁護の推進を図ります。さらに、区民のメディア・リテラシーを高めるための啓発に取り組みます。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
16		人権相談の実施	相談者が適切な権利擁護を受けられるよう、人権相談を実施します。	広報課
17		高齢者虐待への対応	高齢者への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	高齢福祉課
18		障害者虐待への対応	障害者への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	障害福祉課
19		児童虐待への対応	児童への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	子ども家庭支援センター
20	★	様々なハラスメントの防止に関する啓発	職場等における様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、国や都と連携してハラスメントに関する講座を実施します。また、情報誌等によりハラスメント防止のための啓発を行います。	多様性社会推進課
21		メディア・リテラシーの啓発	メディアから発信される人権や男女共同参画に関連する情報を正しく理解し活用する力を醸成するため、情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課

重点取組における主要事業（No. 20）

- ハラスメントの防止に関する講座やパンフレット・情報誌による啓発及び情報提供（多様性社会推進課）

課題3 「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」

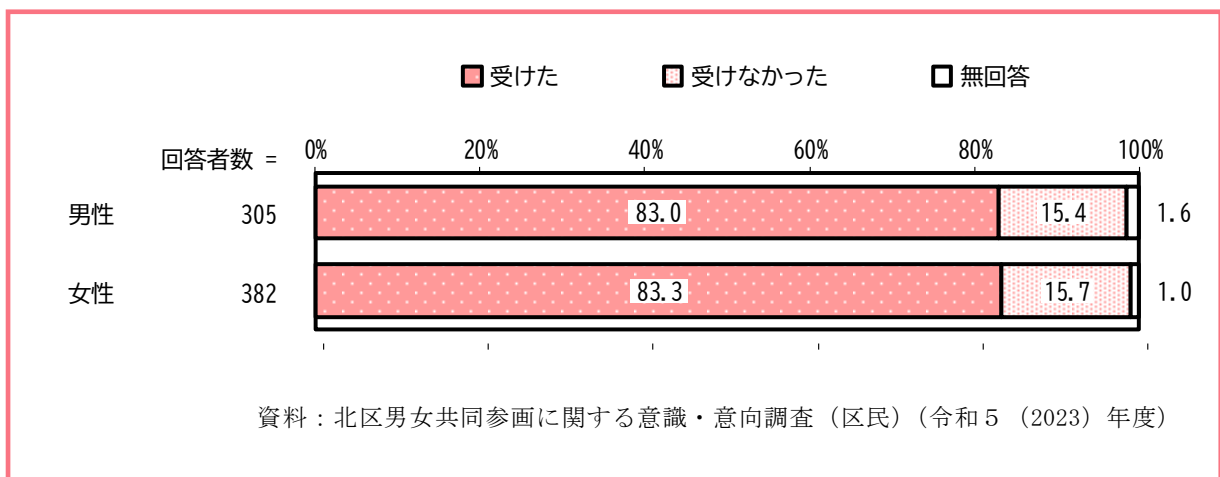
現状・課題

◆健康づくりの取組状況

北区男女意識意向調査結果では、過去1年間に健康診断を受けた人の割合は、男女ともに8割以上となっていますが、健康診断を受けていなかった人も1割半ばとなっています。

日頃からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断等を充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取組）に関する意識を広く社会に浸透させ、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進することが必要です。

【過去1年間に健康診断を受けた人】

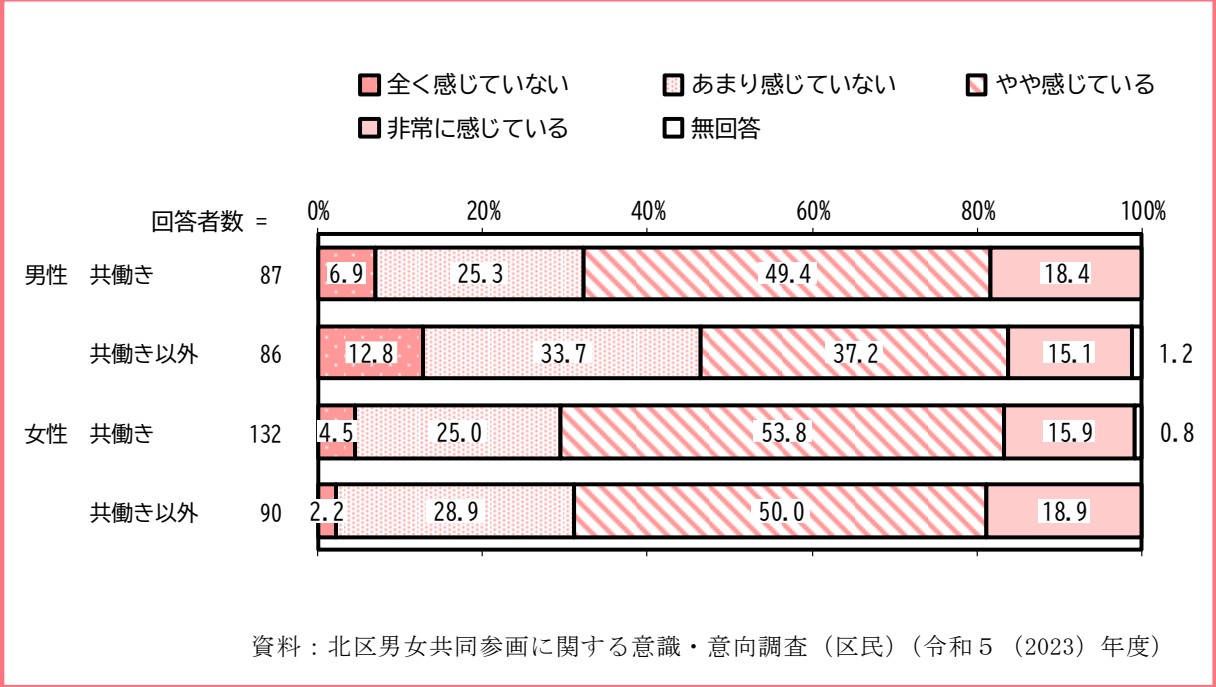


◆ストレスの状況

日頃の生活でストレスを感じているとの回答は、世帯の働き方別にみると、割合の高い順から、“女性の共働き”、“女性の共働き以外”、“男性の共働き”、“男性の共働き以外”となっており、仕事や子育て、介護等様々な要因で、多くの人がストレスを抱えている状況がうかがえます。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすために、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレス等による心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

【日頃のストレス】



施 策

①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発

性と生殖に関する健康と権利を守る取組について、性別や世代にとらわれず、正確な情報や科学的知識に基づいた内容を提供します。

No.	重点取組	取組	取組の概要	担当課
22		妊産婦保健相談事業	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導、出産・育児応援事業等を行います。	保健サービス課
23		出産・育児支援	出産後の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう、保育士等が面接を行い、子育てや利用可能なサービスについての情報提供を行います。	子ども家庭支援センター 出産・子育て支援担当課
24	★	性に関する学びの提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を深めるため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、プレコンセプションケアに関する取組に努めます。	多様性社会推進課 健康政策課 保健サービス課 教育指導課 中央図書館
25		性感染症の予防に向けた取組	エイズや性感染症等に関する相談・検査を実施します。また、正しい知識や情報を広めるための啓発活動を行います。	保健予防課

重点取組における主要事業（No. 24）

- パンフレットや情報誌等を活用した性に関する情報の提供

（多様性社会推進課）

②生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康づくりに向けた支援を行います。また、メンタルヘルス対策への取組も進めます。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
26		各種健診・検診の実施	生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながるような基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。また、乳がんや子宮がん等女性に多い疾病について、検診の受診率向上に努めます。	国保年金課 健康政策課 保健サービス課
27		健康づくりに向けた支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。	健康政策課
28		心身の健康相談事業の実施	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制の充実や、パンフレット・情報誌によるメンタルヘルスに関する啓発・情報提供を行います。	保健サービス課
29		健康に関する情報提供	ライフイベントに合わせた健康に関する情報提供を行います。	多様性社会 推進課

③生きづらさを抱える人への支援

固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な生きづらさを抱える人がいます。このような人を相談や適切な支援につなげていきます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
30		スペースゆう 女性相談の実施	「こころと生き方・DV相談」、「女性のための法律相談」、「グループカウンセリング」、「女性のためのLINE相談」を実施します。	多様性社会 推進課
31		スペースゆう 男性相談の実施	「こころと生き方・DV相談」を実施します。	多様性社会 推進課
32		性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供	性的マイノリティの当事者を対象とした「にじいろ電話・法律相談」や居場所づくりのための事業を実施します。	多様性社会 推進課
33		女性相談支援員による相談の実施	母子・父子、女性相談において、生活上の困難を抱える人を支援します。	生活福祉課
34		くらしとしごと相談センターにおける支援	生活上の困難を抱える人に対し、自立相談支援事業を行います。	生活福祉課

課題4 「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」

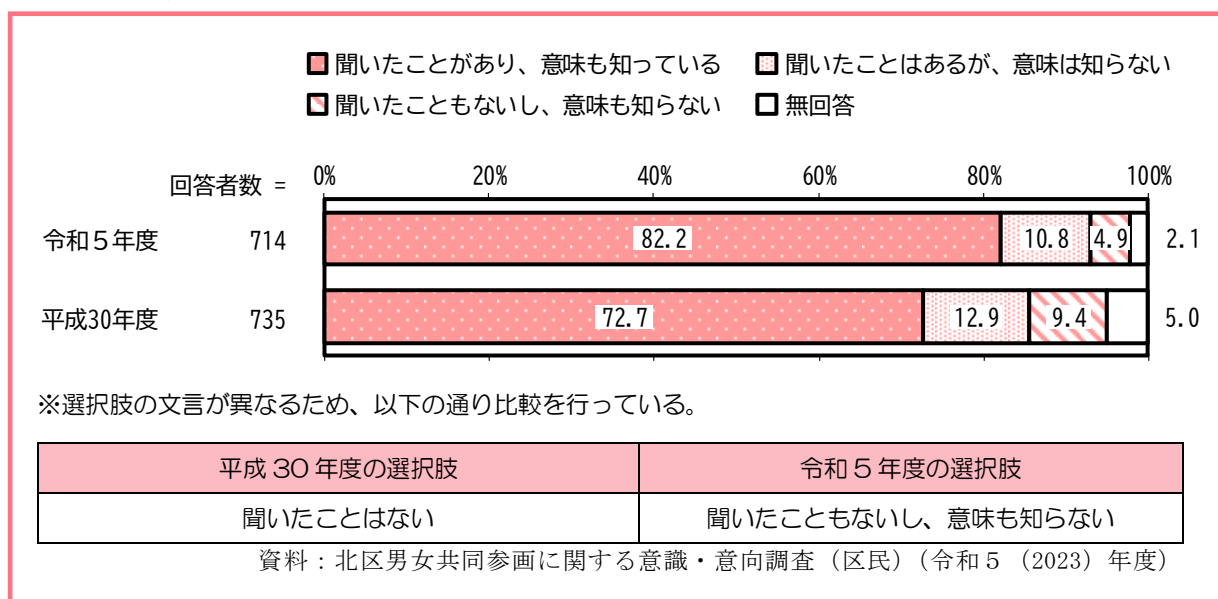
現状・課題

◆性の多様性に関する理解

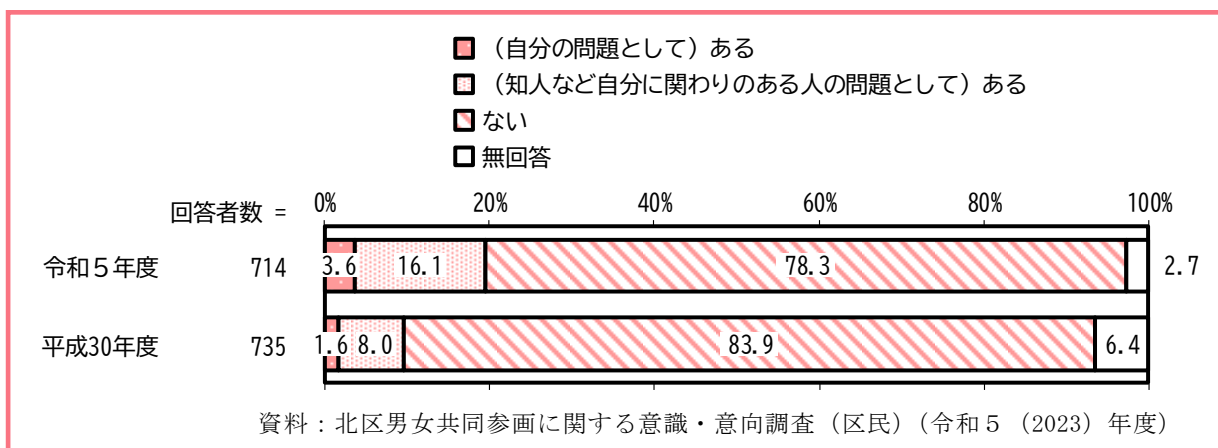
北区男女意識意向調査結果では、「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」という言葉が「聞いたことがあり、意味も知っている」が8割を超え、前回調査と比べると増加しています。また、性的少数者のことを身近にある問題として捉えている人も増加しています。

性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、引き続き、区民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発を実施するとともに、性的少数者への支援が必要です。

【「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」の認知度】



【「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」に対する意識】



施 策

①性の多様性に関する啓発

性の多様性の正しい理解と知識の普及啓発のため、職員に対する研修の実施、区民を対象とした啓発事業の実施や情報提供を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
35		職員に対する性の多様性に関する啓発	職員研修やハンドブック等により職員の意識啓発を図ります。	多様性社会 推進課
36	★	区民に対する性の多様性に関する啓発	区民向けの講座やパンフレット、情報誌等による啓発を行います。	多様性社会 推進課 子ども未来課 中央図書館

重点取組における主要事業（No. 36）

- 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業（多様性社会推進課）

②性的マイノリティへの支援

北区パートナーシップ宣誓制度を、東京都と連携しながら運用します。また、性的少数者を対象とした相談の実施や居場所を提供する等、性的少数者への支援を行います。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
37	★	性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供＜再掲＞	性的マイノリティ等を対象とした「にじいろ電話・法律相談」や居場所づくりのための事業を実施します。	多様性社会 推進課
38		北区パートナーシップ宣誓制度の運用	都と連携しながら、北区パートナーシップ宣誓制度を運用します。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業（No. 37）

- にじいろ電話・法律相談（多様性社会推進課）
- 性的マイノリティ限定交流会（多様性社会推進課）



「Kita-Ally」ロゴマーク

「Kita-Ally」ロゴマークは、北区としてLGBTQ+の方々と共に考え歩み続けていくというイメージを表現したマークです。

アルファベットの「K」は北区を表し、三角形のレインボーは性の多様性を象徴しています。

2 基本目標Ⅱ

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

課題 1 「ワーク・ライフ・バランスの推進」

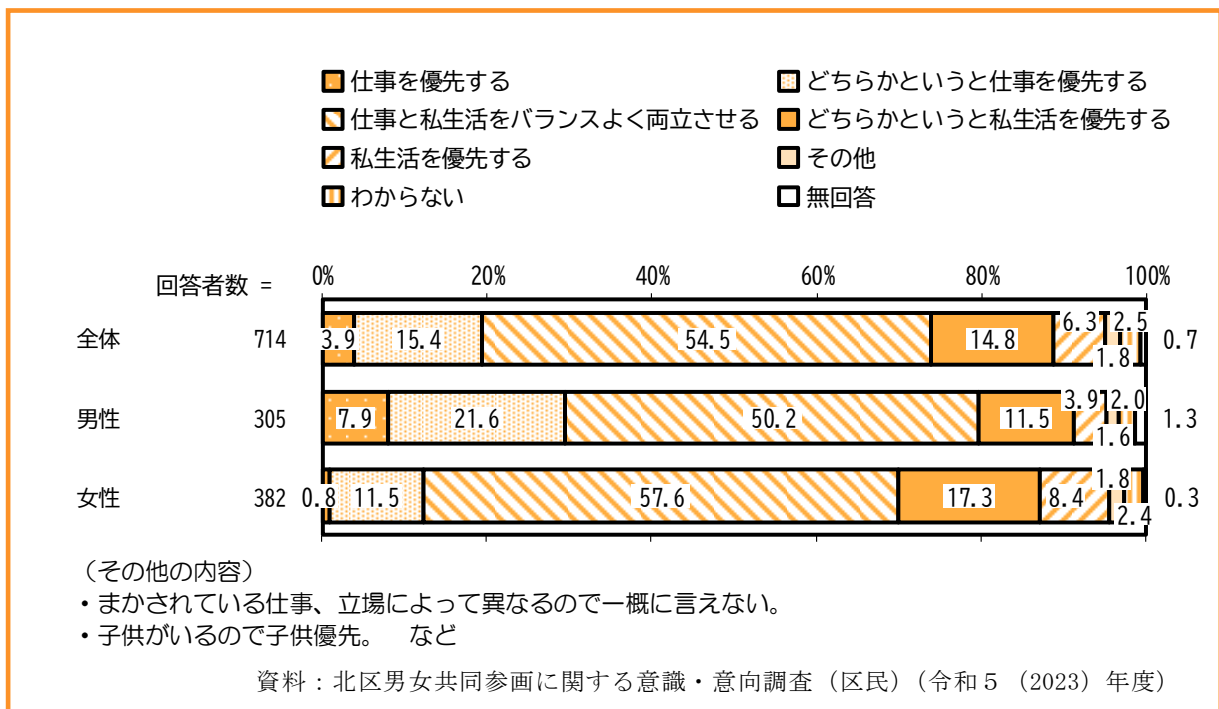
現状・課題

◆働き方への意識

北区男女意識意向調査結果では、仕事と私生活の両立について「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が5割半ばで最も高くなっていますが、「どちらかという仕事を優先する」は、男性が女性より10.1ポイント高くなっており、男性は仕事を優先する人が多く、女性は私生活を優先する人が多くなっています。

在宅勤務や時差勤務等の導入によって多様で柔軟な働き方が広がり、家族のあり方も多様化する中、家事・育児・介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。

【仕事と私生活の両立について】

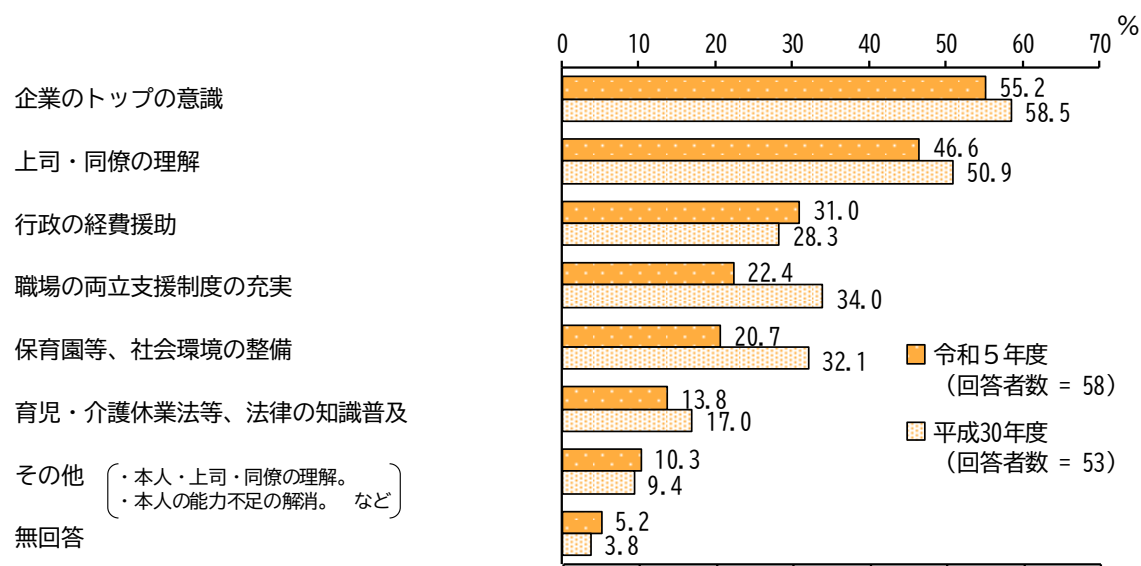


◆事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業においてワーク・ライフ・バランスを推進する上で一番重要なことについて、前回調査と同様に、「企業のトップの意識」、「上司・同僚の理解」との回答が多くなっています。

職場内のワーク・ライフ・バランスに対する意識を醸成し、職場全体でワーク・ライフ・バランスを進めていくことが重要です。男性を中心とした長時間労働等の慣行を見直し、「男性は仕事」「女性は家庭」という「昭和モデル」から脱却し、だれもが家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を図っていくことが必要です。

【ワーク・ライフ・バランス推進のために重要なこと】



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（事業所）（令和5（2023）年度）



ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「生活」の両立を実現することは、働いている人の生活や健康を守るだけでなく、企業にとっても、従業員のスキルアップや生産性の向上・優秀な人材の獲得・離職防止等といった多くのメリットがあり、相乗効果も期待できます。

近年、人々の職業観・家庭観は、大きく変化してきています。

令和5年版男女共同参画白書では、サラリーマンの夫と専業主婦から成る家庭を前提とした制度や固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働・転勤を当然とする雇用慣行等、「男性は仕事、女性は家庭」といった「昭和モデル」から、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」への変革を図るため、「①男女ともに自分の希望が満たされ能力を最大限に発揮して仕事ができる環境の整備」「②男女ともに仕事と家事・育児等のバランスが取れた生活を送ることができること」「③女性の経済的自立」の3つを優先事項として挙げています。

「昭和モデル」から「令和モデル」へ切り替えていくためにも、これからの「仕事」や「生活」のあり方について、改めて考えてみませんか。

（参考：内閣府 令和5年版男女共同参画白書）

施策

①企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援

企業等のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、男性の働き方に対する意識改革の促進や労働に関する啓発を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
39	★	働き方改革・意識改革の啓発	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座、パンフレットや情報誌等により情報提供を行います。	多様性社会推進課
40		北区施工能力審査型総合評価方式による入札の実施	国や都のワーク・ライフ・バランスに関する認定を受けている事業者等に対して評価を行う北区施工能力審査型総合評価方式による入札を実施します。	契約管財課
41		労働関係セミナーの実施	労働法や労働問題に関する労働セミナーを東京都労働相談情報センターと共催で実施します。(隔年)	多様性社会推進課

重点取組における主要事業 (No. 39)

- 企業等に向けた講座やパンフレット・情報誌等を活用したワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供 (多様性社会推進課)

②働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

だれもが希望に応じて仕事や家庭で活躍できるよう、働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの理解促進のための啓発活動を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
42	★	働き方改革・意識改革の啓発 (再掲)	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座、パンフレットや情報誌等により情報提供を行います。	多様性社会推進課
43		ライフイベントに応じたワーク・ライフ・バランスの情報の提供	出産・育児、病気等のライフイベントと仕事の両立を図るため、各種制度やサービス、働きやすい職場づくりに向けた情報を提供します。	多様性社会推進課
44		国や都の各種支援制度の活用推進	国や都で実施している各種事業も活用してもらうため、情報提供を行います。	多様性社会推進課

重点取組における主要事業 (No. 42)

- 働く人に向けた講座やパンフレット・情報誌等を活用したワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供 (多様性社会推進課)

課題2 「子育てや介護に関する支援」

現状・課題

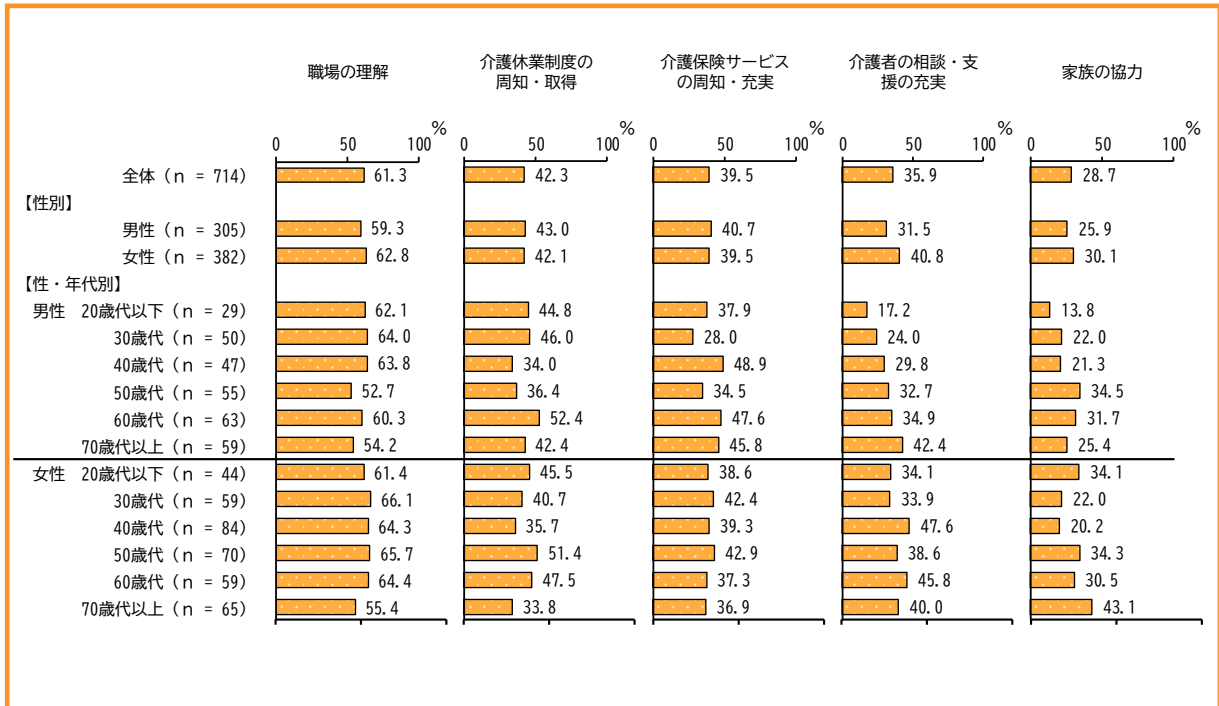
◆子育てや介護と仕事の両立に必要な支援

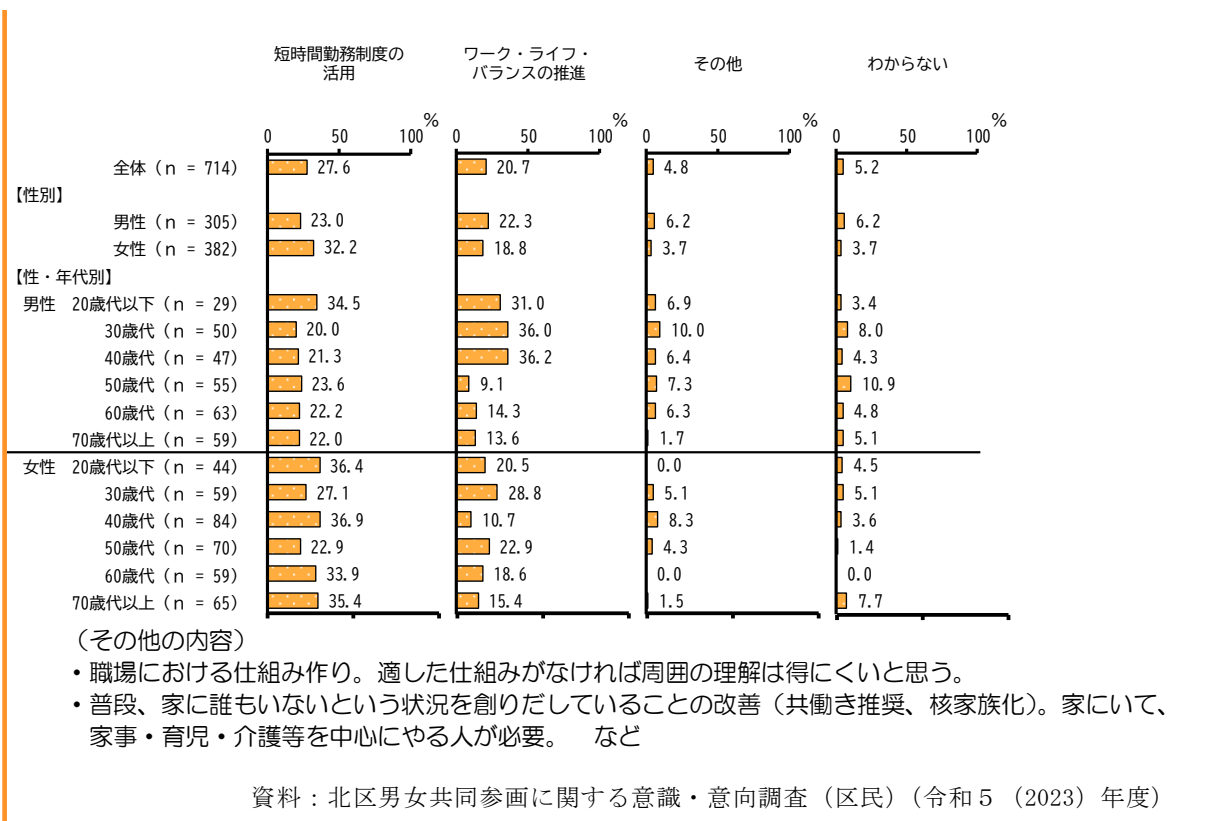
北区男女意識意向調査結果では、介護と仕事の両立に必要な支援について、すべての性別・年代で「職場の理解」が最も高くなっており、介護と仕事の両立を実現するためには、就労している職場の理解と支援の必要性がうかがえます。

子育てと仕事を両立するために必要な支援として、“子どもがいる”人は、男性・女性ともに休暇取得や勤務軽減に関する制度の充実が必要だと回答した割合が高くなっています。“子どもがいない”人は、男性では勤務軽減を、女性では休暇取得の制度の充実が必要と回答した割合が高くなっています。

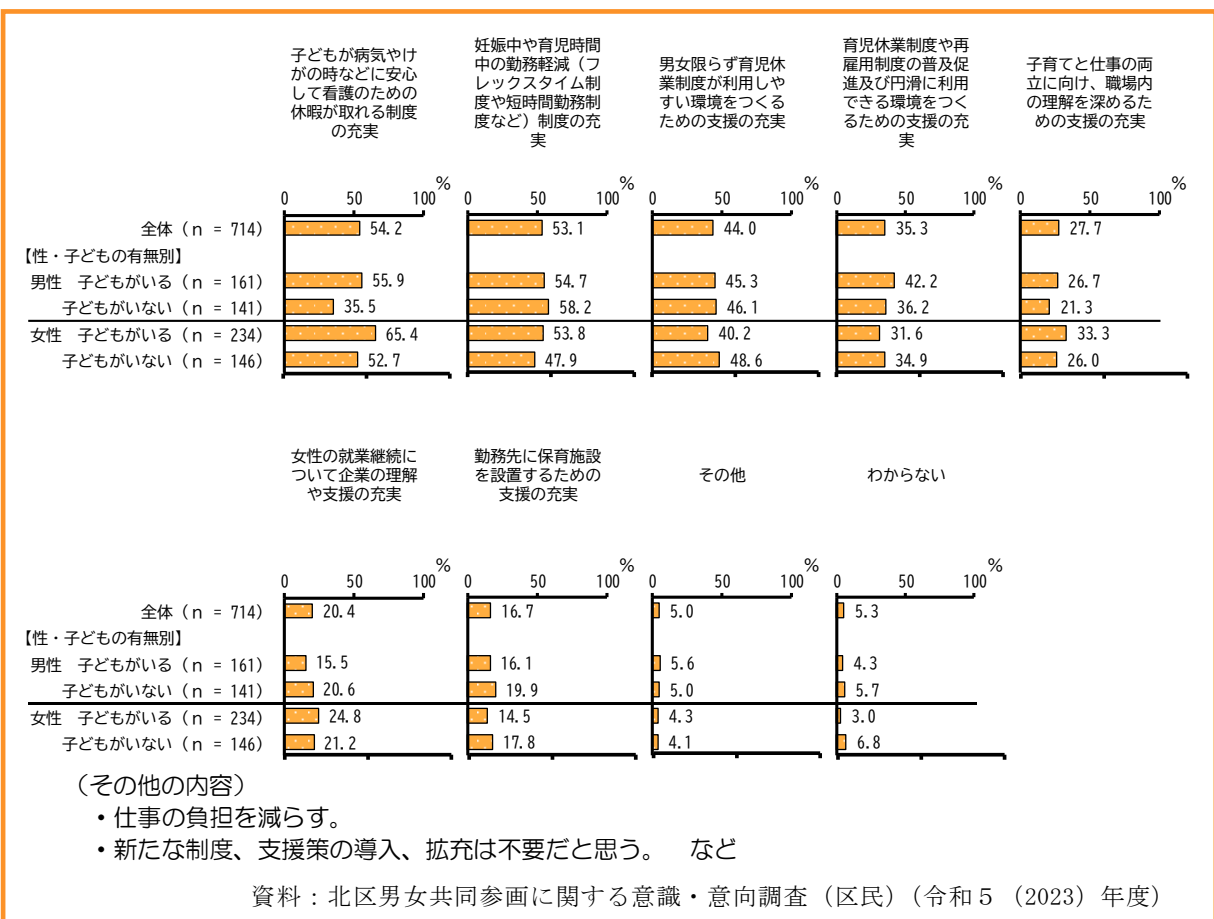
介護と仕事の両立を実現するためには、企業や労働者に対して、介護支援サービスや介護休業制度等の情報および再就職に関する情報等を提供することが必要です。また、子育てと仕事の両立を実現するためには、まずは休暇の取得や勤務の軽減につながる制度をより充実させていくことが必要です。

【介護と仕事の両立に必要な支援】





【子育てと仕事の両立に必要な支援】

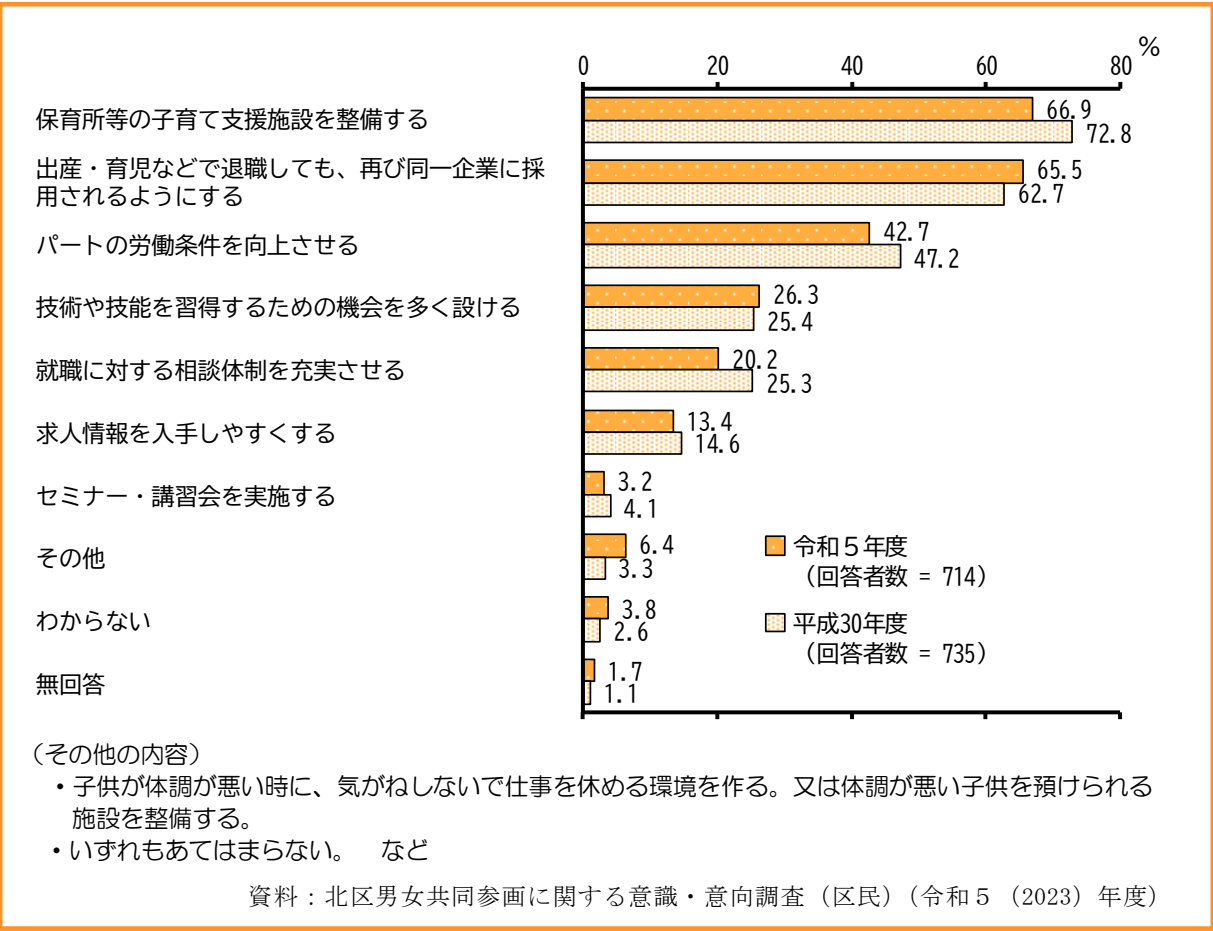


◆女性の再就職時に必要な支援

仕事をやめた女性が再就職を希望する場合に、必要な支援や対策について、「保育所等の子育て支援施設を整備する」が7割と最も高くなっています。

令和6（2024）年4月期の保育所等における待機児童は概ね解消された状況ですが、地域ごとの保育ニーズ等を引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する必要があります。

【女性の再就職に必要な支援・対策】



第1章

第2章

第3章

資料編

施 策

①子育てをしている人への支援

地域による子育て支援や子育て中の養育者の相談体制の充実等を図ります。また、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを適切に把握し、ニーズに応じた対応を進めます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
45		子育て相談事業の充実	子育て中の様々な不安や悩みをひとりで抱えずに、安心して子育てができるように、気軽に相談できる窓口や相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 子ども わくわく課 子ども家庭 支援センター 教育総合相談 センター
46		放課後の子どもの居場所づくり	児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども総合プランを推進します。	子ども わくわく課
47		児童館・子どもセンター事業の充実	乳幼児親子、小学生、中高生の居場所機能として、機能の充実と利用推進を図ります。	子ども わくわく課
48		ファミリーサポートセンター事業の実施	サポート会員が保護者に代わり、保育園・学童クラブ等への送迎を行います。	子ども家庭 支援センター
49		病児・病後・休日・延長保育の実施	多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、病児病後児保育や休日・延長保育等を実施します。	保育課
50		多様な保育ニーズに対応した保育の実施	在宅子育て家庭の育児不安の解消や、子どもの体験機会を創出するため、保育園や認定こども園で、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の子育ち応援モデル事業や、体験入園等を実施して、地域の子育てを支援します。	保育課 学校支援課
51		親育ちサポート事業の実施	親がいきいきと自信を持って子育てができるよう親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」等を実施します。	出産・子育て 支援担当課
52	★	子育て情報の提供	子育て家庭や妊産婦に子育て支援施設や子育て支援事業等を活用してもらえるよう、情報提供や相談・援助等を行います。	子ども家庭 支援センター

重点取組における主要事業（No. 52）

- 子育て情報の提供（子ども家庭支援センター）

②家族の介護をしている人への支援

家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者に対する支援を行います。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
53		高齢者、障害者に関する相談事業の充実	高齢者あんしんセンターが地域の高齢者の生活を支える総合機関として支援を行います。また、民間との協力により、身体・知的・精神障害者の相談を実施します。	高齢福祉課 障害福祉課
54		介護者に対する支援・情報提供	認知症の人とその家族のための支援を実施します。また、医療的ケア児やその家族等の相談に応じ、必要な支援を提供します。	長寿支援課 障害福祉課
55		高齢者生活援助サービス・障害福祉サービスの提供	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し、年会費や利用料の一部を補助します。また、障害者の自立と社会参加を支援するため、障害種別にかかわらず共通の福祉サービスを地域において提供します。	高齢福祉課 障害福祉課
56	★	介護による離職防止・職場復帰のための情報提供	家族の介護による離職防止のため、制度の利用方法等、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報を提供します。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業（No. 56）

- 介護を理由とした離職の防止と職場への復帰に関する知識と情報の提供
（多様性社会推進課）

③困難を抱える家庭への支援

困難を抱える家庭が孤立することのないよう、当事者や家族の居場所づくりや保護者の自立支援等の取組を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
57		困難を抱える家庭への貸付・助成事業の実施	生活困窮者やひとり親家庭等困難を抱える家庭の自立の促進と経済的支援のため、貸付や助成事業を行います。	生活福祉課 子ども未来課
58		母子生活支援施設への入所支援	様々な問題を抱え、子どもの養育に困っている母子世帯を支援するため、施設入所や入所後の就労支援等、自立に必要な支援を行います。	生活福祉課

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
59		母子・父子家庭自立支援プログラムの提供	ひとり親家庭の就労を支援するため、母子・父子自立支援員が、児童扶養手当の受給者等個々の状況にあわせた自立支援プログラム（就労計画書）を策定します。	生活福祉課
60		生活困窮・ひとり親家庭等の小・中学生への学習支援事業の実施	生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生に対し、受験に向けた学習習慣の定着および学力の向上、社会性の育成のため、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施します。	生活福祉課 子ども未来課
61		ひとり親家庭向け相談・交流事業の実施	ひとり親家庭が抱える生活や就労等に関する悩みごとを解決するため、ひとり親家庭を対象とした相談や生活・就労を支援する講習会を実施します。また、ひとり親家庭を対象とした交流会を実施します。	子ども未来課
62		児童育成手当、児童扶養手当の支給	生活困窮者やひとり親家庭等困難を抱える家庭を支援するため、児童育成手当等の給付事業を行います。	子ども未来課
63		子ども家庭在宅サービス事業の実施	産前産後の育児を行っている家庭に対する家事支援・育児支援や保護者の入院・出張等に際し、子どものショートステイ事業を実施します。	子ども家庭 支援センター
64		養育支援家庭のための支援	養育困難家庭の養育を支援し、児童虐待の予防・早期発見等児童虐待を防止するため、養育が困難な家庭を対象とした養育支援を行います。	子ども家庭 支援センター
65		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）支援事業の実施	子どもの居場所をつくるため、子ども食堂を実施する子育て支援団体と連携し、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象とした食事の提供や居場所づくりを行います。	子ども未来課
66		フードパントリー支援事業の実施	子育て中の生活困窮世帯等に対して食の支援を実施する子育て支援団体と連携し、主に要支援世帯を対象に食料の提供をするとともに、それぞれの生活状況に応じて必要な支援につなげます。	子ども未来課
67		ヤングケアラーの子どもと家庭の支援	ヤングケアラーを早期把握するため、ヤングケアラーの子どもの支援に関する研修を実施します。また、支援者を対象とした連絡会を開催し、支援が必要な子どもに必要な支援につなげます。	子ども家庭 支援センター
68		ひきこもり状態にある方やその家族などへの相談や居場所の提供	ひきこもりに悩む本人や家族からの相談に応じます。また、居場所づくりに取り組みます。	生活福祉課

課題3 「働く場における男女平等の推進」

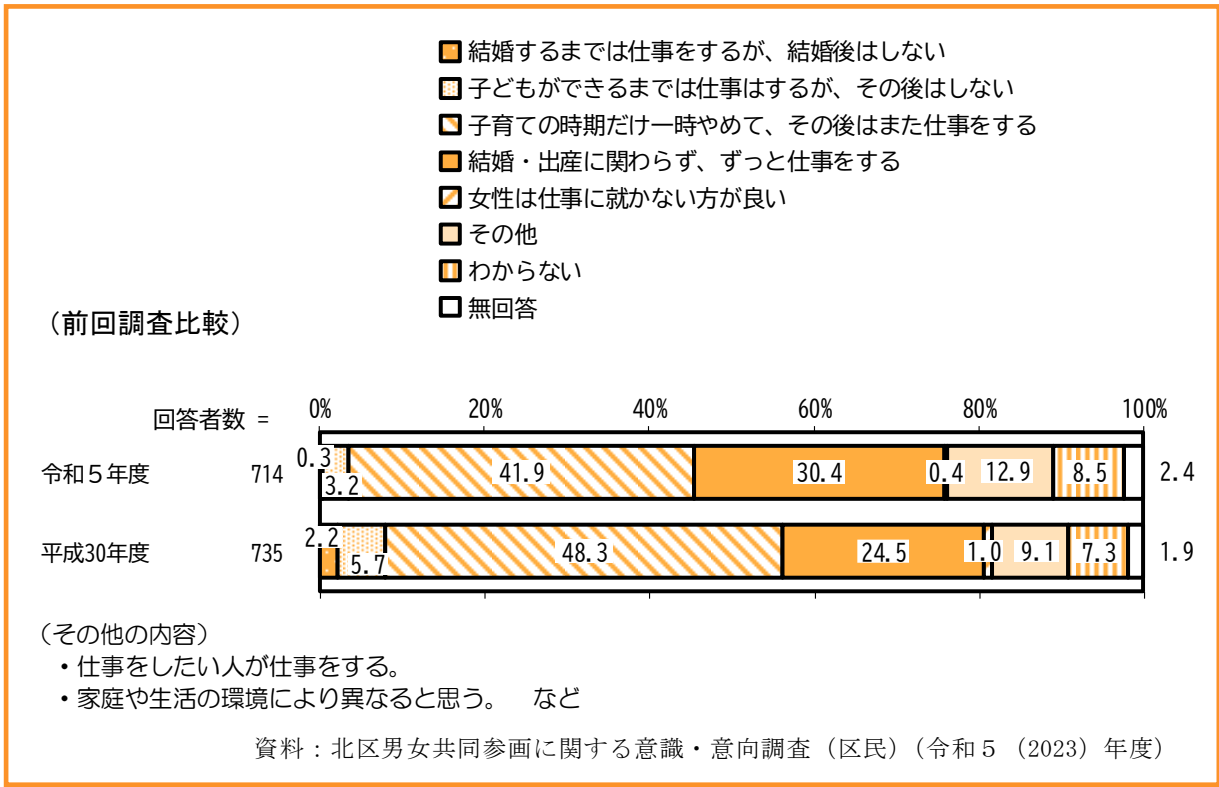
現状・課題

◆女性の働き方に対する意識

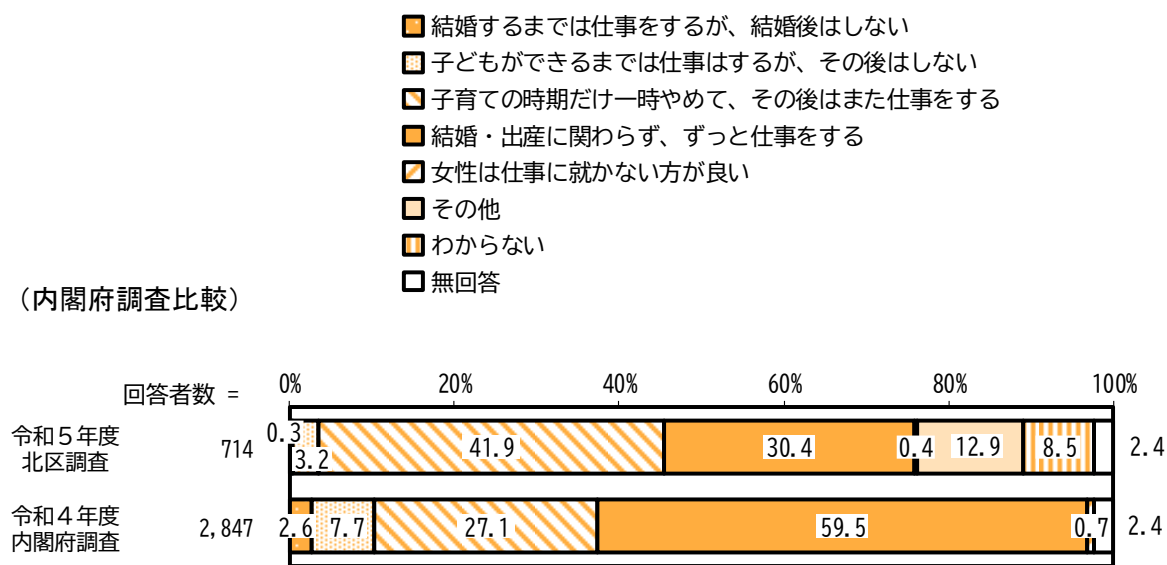
北区男女意識意向調査結果では、「結婚・出産に関わらずずっと仕事をする」との回答は、前回調査と比べると増加していますが、内閣府調査と比べるとその割合は低くなっています。北区男女意識意向調査結果では「子育ての時期のみ一時やめる」との回答の割合が高くなっていることから、子育てが終わった後で職場復帰を望む人が多いことがうかがえます。また、「結婚・出産に関わらずずっと仕事をする」との回答は、前回調査と比べると、男性・女性ともに増加しています。特に、女性はほぼ10ポイント増加しています。女性が結婚や出産といったライフイベントを経ながら、仕事を継続していくことは望ましいとの考えが、男性・女性ともに定着してきていることがうかがえます。

女性に対して、就職・再就職の支援を行うとともに、出産後もキャリア展望を失わずに活躍できる社会に移行するための支援も必要です。

【望ましい女性の働き方】



(内閣府調査比較)



※下記の通り、内閣府調査項目と北区調査項目とを対応させて比較している。

北区調査項目	内閣府調査項目
結婚するまでは仕事をするが、結婚後はしない	結婚するまでは職業をもつ方がよい
子どもができるまでは仕事をするが、その後はしない	こどもができるまでは、職業をもつ方がよい
子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする	こどもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をする	こどもができて、ずっと職業を続ける方がよい
女性は仕事に就かない方がよい	女性は職業をもたない方がよい

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

施策

① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

女性活躍推進法に基づく協議会を継続して運営します。また、個々の女性がそれぞれの希望に応じた働き方ができるよう、再就職やキャリア形成に向けた支援を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
69		女性活躍推進協議会の運営	女性の活躍を推進する取組を検討するため、女性活躍推進協議会を運営します。	多様性社会推進課
70		継続就労のための支援	女性の継続就労を支援するため、企業や個人を対象とした、育児・介護休業等の制度関係や雇用問題等に関する講座を実施します。また、関係機関と連携し、継続就労に必要な講座や知識・情報を提供します。	多様性社会推進課
71	★	就職や再就職のための支援	女性の就職や再就職を支援するため、講座の実施や、雇用機会の均等等、必要な知識・情報を提供します。また、関係機関と連携し、女性の就職や再就職を支援します。	多様性社会推進課 産業振興課
72		起業・開業の支援	女性の起業・開業を支援するため、講座を実施し、必要な知識・情報を提供します。	産業振興課
73	★	キャリア形成の支援	女性のキャリア形成を支援するため、キャリアアップ等に関する講座を実施し、キャリア形成に必要な知識・情報を提供します。	多様性社会推進課

重点取組における主要事業（No. 71）

- 女性の活躍推進応援塾「再就職準備セミナー」（多様性社会推進課）

重点取組における主要事業（No. 73）

- 女性の活躍推進応援塾「キャリアアップセミナー」（多様性社会推進課）
- 女性の活躍推進応援塾「リスクリングセミナー」（多様性社会推進課）

②職場等におけるハラスメントの防止

職場等でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います。

No	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
74		様々なハラスメントの防止に関する啓発（再掲）	職場等における様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、国や都と連携してハラスメントに関する講座を実施します。また、情報誌等によりハラスメント防止のための啓発を行います。	多様性社会推進課

課題4 「意思決定過程への女性の参画推進」

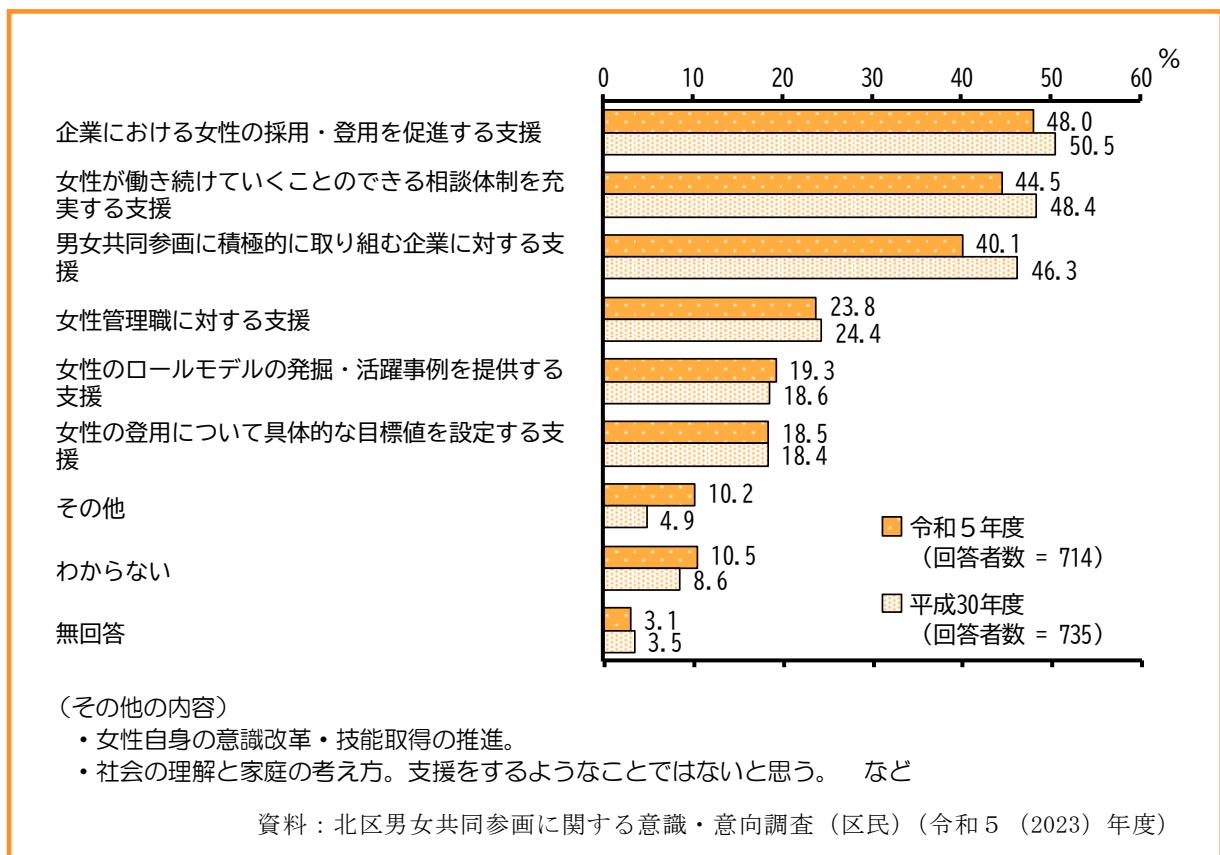
現状・課題

◆雇用分野における女性参画に求められているもの

北区男女意識意向調査結果では、雇用分野における女性の管理職の登用等、女性の参画を促すために必要な支援について、「企業における女性の採用・登用を促進する支援」が5割と最も高くなっています。次いで、「女性が働き続けていくことのできる相談体制を充実する支援」が4割半ば、「男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援」が4割となっています。

社会や個人の固定的性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れている中、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、事業所に向けて、積極的に働きかけることが必要です。

【雇用分野における女性の参画を促進するために必要な支援】



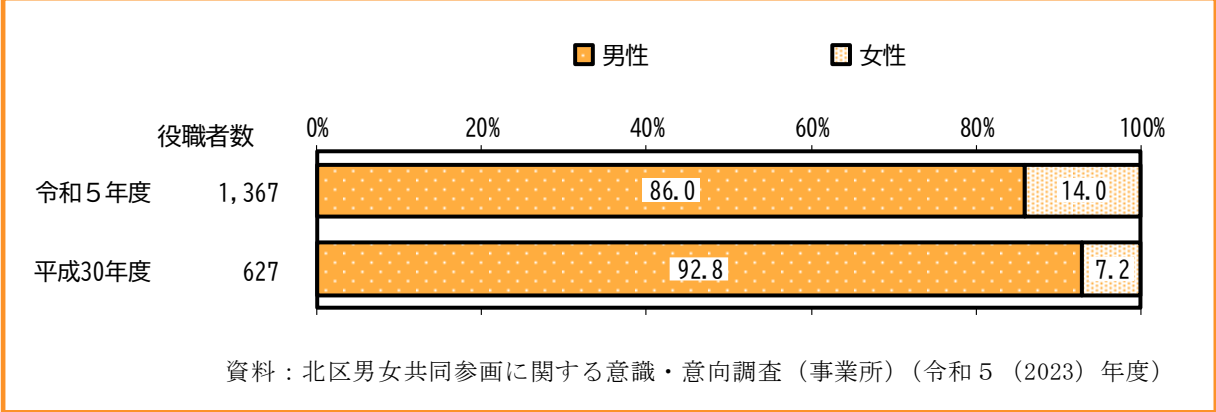
◆事業所における女性役職者の状況

前回調査と比べると、少しずつではあるものの、事業所における女性の役職者が増えてきていることがうかがえます。

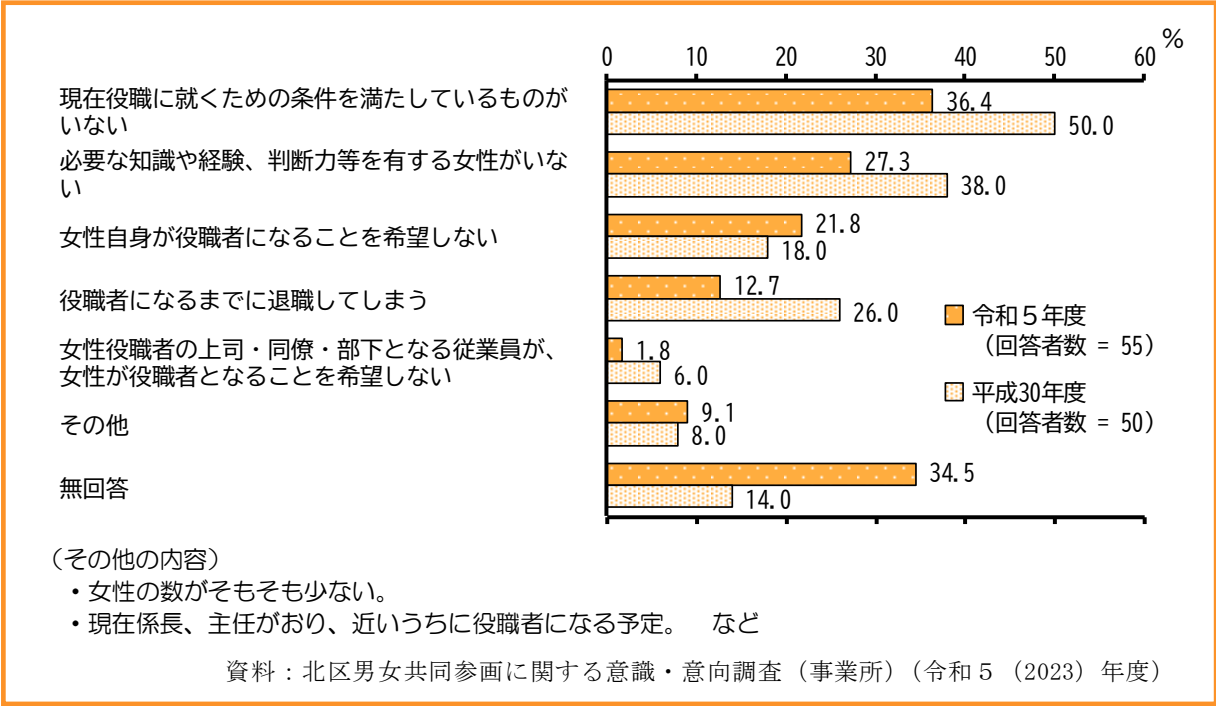
女性の役職者が少ない・いない理由については、「女性自身が役職者になることを希望しない」との回答が増加しています。女性の役職者を増やすために必要な取組としては、「女性従業員のキャリアアップの支援をする」との回答の割合が最も高くなっています。

女性従業員のキャリアアップを支援することにより、支援を受けた女性の中から積極的に役職者になるものが出てくることを期待する考えがうかがえ、このような事業所の取組を支援していくことが必要です。

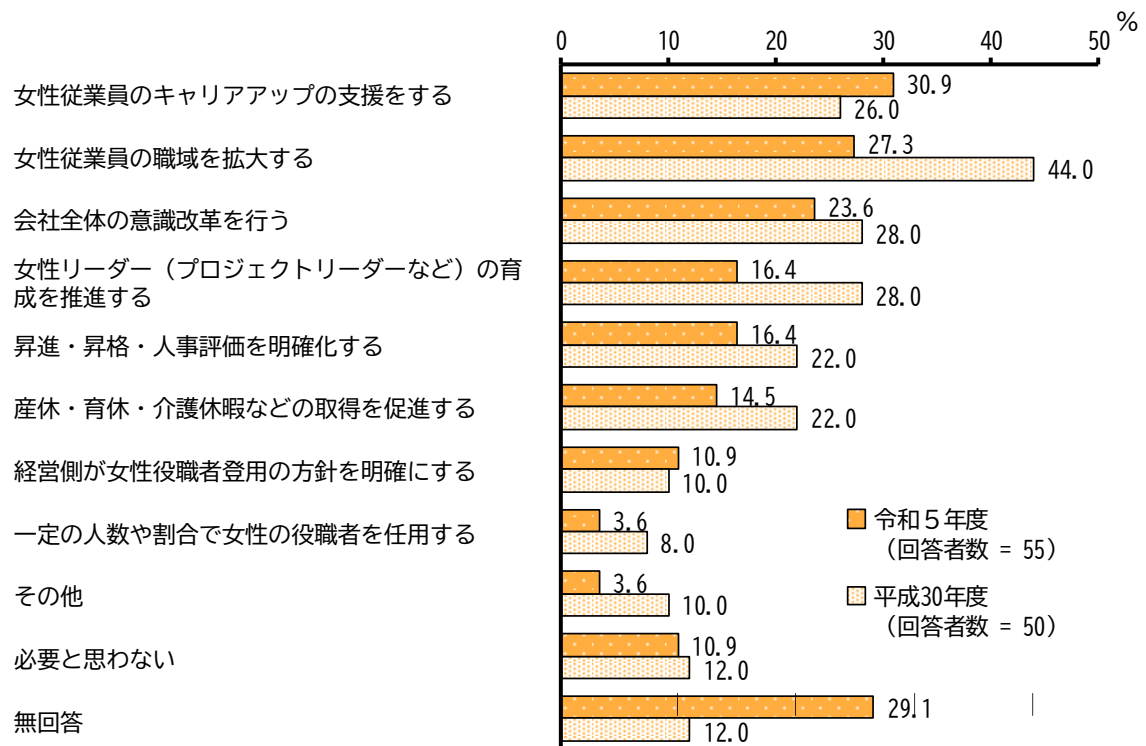
【女性の役職者の割合】



【女性の役職者が少ない・いない理由】



【女性の役職者を増やすために必要な取組】



（その他の内容）

- ・経験年数（最近まで結婚、出産で退職という日本の風土があった為、ようやく100%育児取得にたどり着いたばかりであり、役職者になる為には、多様な業務の経験が必要。
- ・従業員自体が不足している、女性の従業員を増やす。

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（事業所）（令和5（2023）年度）



男女間の賃金格差

日本では、男女間の賃金格差が大きく、従前から課題となっています。

男性一般労働者の給与水準を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は、令和3（2021）年時点で、日本が75.2、OECD諸国の平均値が88.4となっています。日本の男女間の賃金格差は長期的に見れば縮小傾向にありますが、この数値からもわかるとおり、日本は国際的に見ると男女間の賃金格差が大きい状況にあります。

では、なぜ日本では、男女間の賃金格差が大きいのか。その要因としては、男性と比べ女性の賃金が年齢とともに上昇しないこと、男女の平均勤続年数に差があること、管理職の比率が男女で差があること等、様々な要因が挙げられます。

国では、こうした状況を改善するため、企業に対し従業員数に応じて女性の活躍に関する情報公表を行うよう義務付ける、情報公開のためのデータベースを用意する等、女性が活躍できる環境整備を進めています。

（参考：厚生労働省 男女間の賃金格差解消のためのガイドライン）

◇厚生労働省 女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



施 策

①政策・方針決定過程における女性の参画推進

審議会等委員の構成において男女のバランスに配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参画できる環境・意識づくりを推進します。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
75	★	庁内審議会等への女性委員の参画推進	意思決定過程に男女双方がバランスよく参画するため、意思決定過程への女性の参画環境・意識づくりを推進し、庁内審議会等での女性の登用を促進します。	多様性社会 推進課
76		区議会における男女共同参画の推進状況の把握	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにするための方法等の情報提供や環境整備を推進します。また、区議会における男女共同参画状況を把握します。	多様性社会 推進課 区議会事務局

重点取組における主要事業（No. 75）

- 審議会等への女性委員登用の呼びかけ（多様性社会推進課）

②地域や職場における女性リーダーの育成

女性が、職場や町会・自治会等の地域でリーダーとして能力を発揮し活躍できるようにするための取組を進めます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
77	★	女性リーダーを育成するための講座の実施や情報提供	女性が職場や地域等でリーダーとして活躍できるよう、リーダーに必要な資質の獲得と向上のための講座を実施します。また、女性の人材育成につながる情報を提供します。	多様性社会 推進課
78		町会・自治会・各種団体の女性役員の割合を増やす取組の促進	町会・自治会等地域の団体や各種団体で女性が役員やリーダーとして活躍できるよう、女性役員・リーダーを増やす取組を進めます。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業（No. 77）

- 女性の活躍推進応援塾「キャリアアップセミナー」（多様性社会推進課）（再掲）

3 基本目標Ⅲ

基本目標Ⅲ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

課題 1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

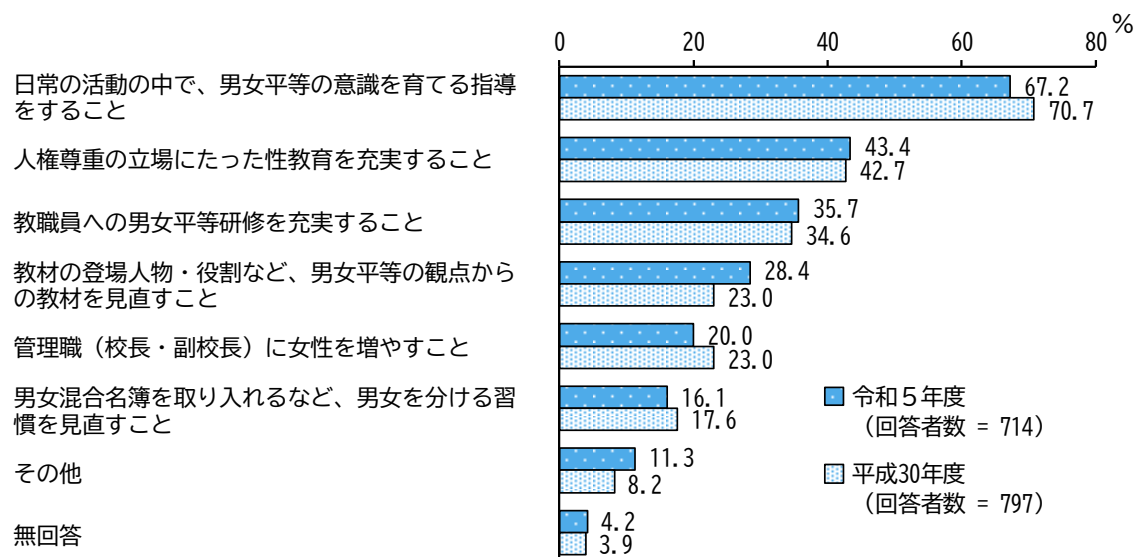
現状・課題

◆学校教育の場で求められる取組

北区男女意識意向調査結果では、学校教育の場で、特に力を入れる必要がある取組として「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が7割近くと最も高く、男女共同参画意識を育むことが求められています。

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会等の様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成される傾向にあるため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう男女共同参画意識を形成していくことが重要です。

【学校教育の場で必要なこと】



（その他の内容）

- ・男女の違いを理解すること。平等にはならない。出産は女性がするのだから。
- ・人種尊重、多文化共生、他民族への相互理解促進。 など

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

施 策

①子どもに対する男女共同参画意識の形成

学校や保育園・幼稚園等において、固定的性別役割分担にとらわれない教育・保育を実施します。また、学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努めます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
79		教職員等への研修の充実	子どもに関わる教職員等の男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、小・中・義務教育学校、幼稚園、認定こども園、保育園に就任する教職員等を対象とした人権研修の中で男女共同参画に関する研修を行います。	多様性社会 推進課 保育課 教育指導課
80		固定的性別役割分担にとらわれない学校園等における教育・保育の実施	子どもたちが将来、固定的性別役割分担にとらわれずに幅広い職業の中から自身の職業を選択できるよう、学校園等で職業選択の幅を広げるため事業を実施します。	多様性社会 推進課 保育課 教育指導課
81		発達段階に応じた学校園等における性に関する教育の推進	子どもに性に関する正しい理解を深めてもらうため、学校園等で子どもの発達段階に応じた性に関する教育を進めます。	教育指導課
82		若年層に対する暴力防止に向けた啓発（再掲）	デートDVやSNSを利用した性被害等の性暴力について、パンフレットや講座等により、若年層を対象とした加害者および被害者を生まないための予防啓発を行います。	多様性社会 推進課
83		学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	児童・生徒がインターネット等メディアから発信される情報を的確に読み解き正しく活用できる能力を身に付けるため、学校での授業を通してSNSの適切な利用方法等メディア・リテラシーを育成します。	学び未来課
84		スクールカウンセラー等の活用	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、児童・生徒からの相談内容に応じて男女共同参画の視点も踏まえた対応を行います。	教育総合 相談センター

課題2 「くらしにおける男女共同参画の推進」

現状・課題

◆性別による役割分担意識等の状況

北区男女意識意向調査結果では、「男は仕事、女は家庭」とは思わない人の割合は、前回調査と比べると増加しており、男女の役割分担に対する考え方が変化してきていることがうかがえます。また、前回調査と同様に、結婚や出産に対する多様な考えや選択を容認する人、性別による役割分担意識にとらわれず、男性も女性も平等に役割を分担した方が良いと考える人が多くなっており、家庭での男女共同参画の意識は定着してきていることがうかがえます。

アンコンシャス・バイアスの認知度は、全体では2割程度と低いものの、性別・年代別により認知度に差があることから、認知度が低い性別・年代を含めた全体に対して広く周知していくことが必要です。

日常生活において男女共同参画の意識を高めるため、身近な生活場面での行動や役割における男女共同参画意識向上のため、講座の実施や情報提供が必要です。



固定的性別役割分担意識とは

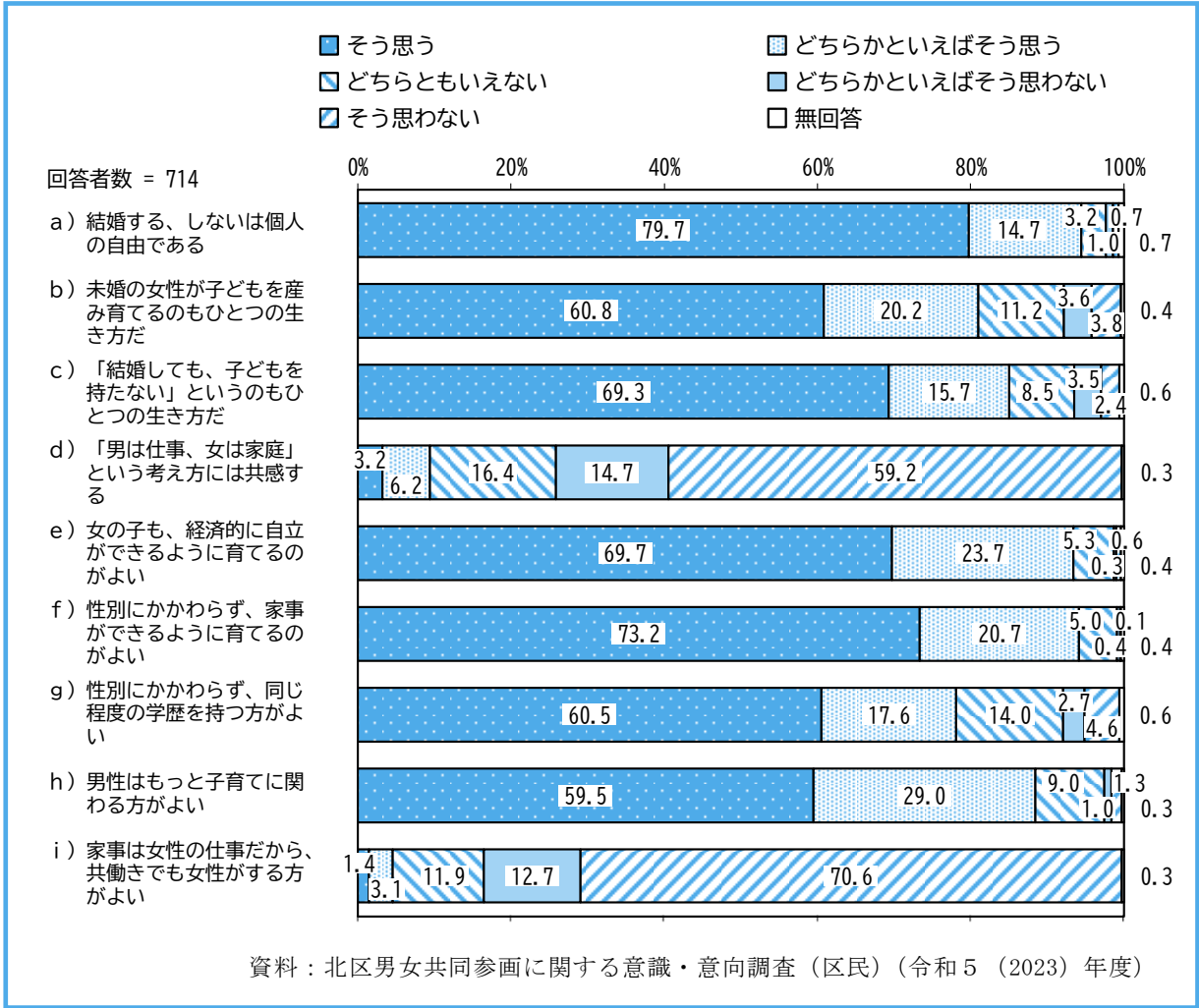
固定的性別役割分担意識は、「性別による固定的役割分担に関する無意識の思い込み」や「アンコンシャス・バイアス」とも言われています。

家庭・職場・地域等、日常生活の様々な場面での役割分担は、本来、性別を問わず個人の能力によって決めることができるはずですが、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要で困難な業務、女性は補助的で簡単な業務」、「組織のリーダーは男性、男性リーダーの補佐は女性」等と、個人の能力とは関係なく、「男だから・・・」「女だから・・・」等と性別を理由として無意識のうちに役割を固定的に分けてしまうことが往々にしてあります。このように、日常生活の様々な場面での役割分担を、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方が「固定的性別役割分担意識」です。

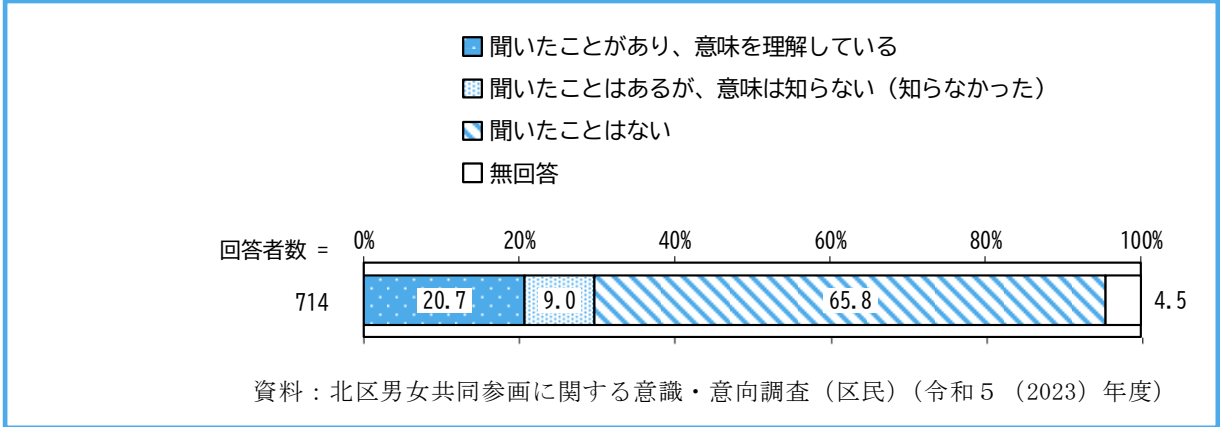
この「固定的性別役割分担意識」は、自分がこれまで経験したり見聞きしたりしてきたこと等から生み出されます。自分の中の「固定的性別役割分担意識」により、自分でも気が付かないうちに自分の可能性を狭めてしまっただけでなく、周囲の人の可能性を狭めてしまったり誰かを傷付けてしまったりすることがあるため、注意が必要です。

(参考：内閣府 第5次男女共同参画基本計画)

【結婚や出産、男女の役割等に対する考え方】



【アンコンシャス・バイアスの認知度】



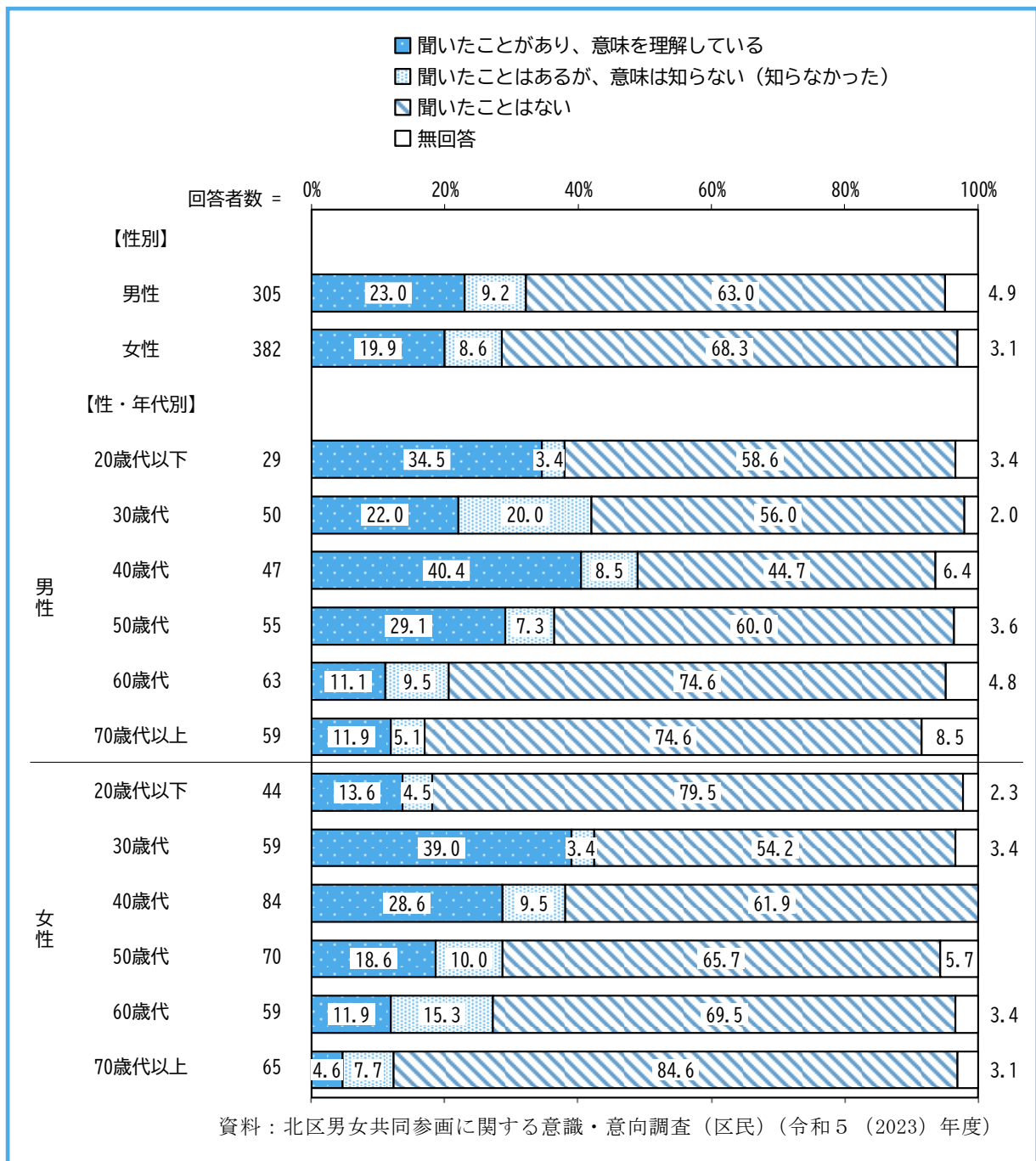
第1章

第2章

第3章

資料編

【アンコンシャス・バイアスの認知度 性別、性・年代別】

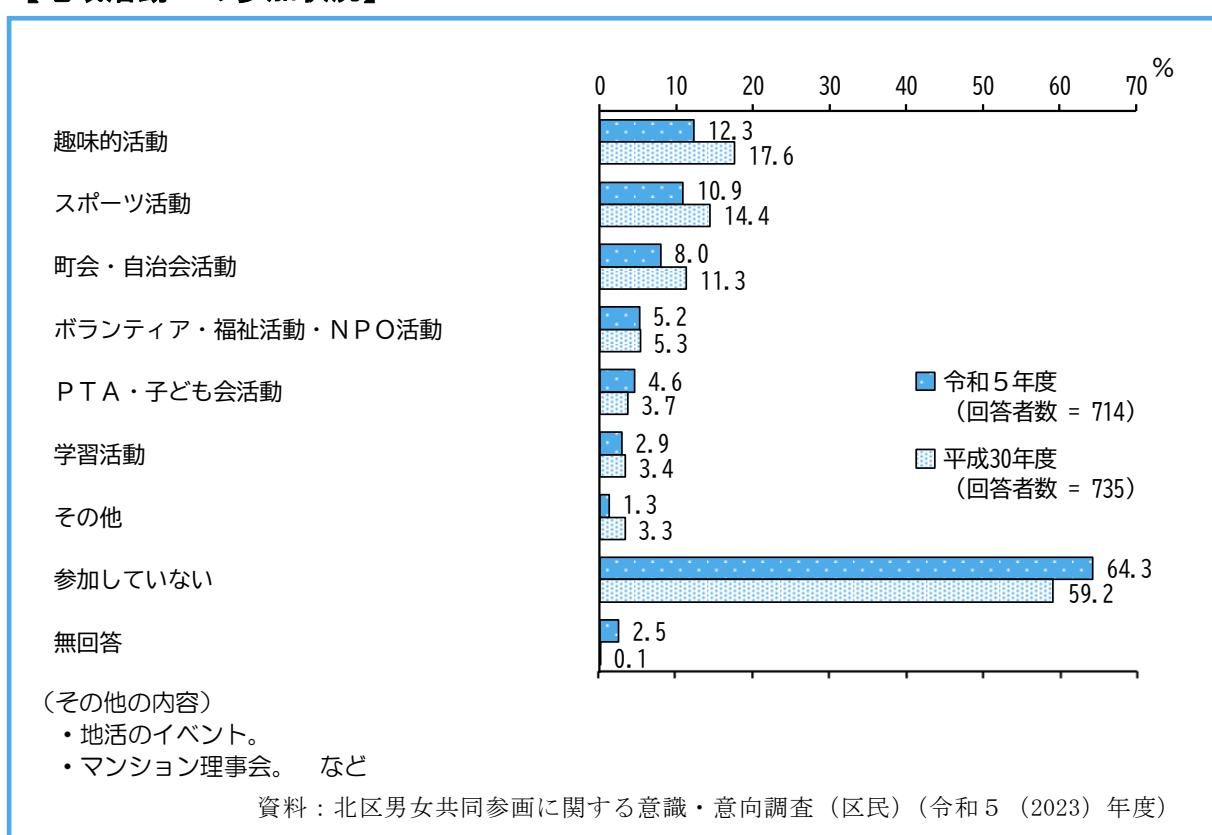


◆地域活動への参加状況

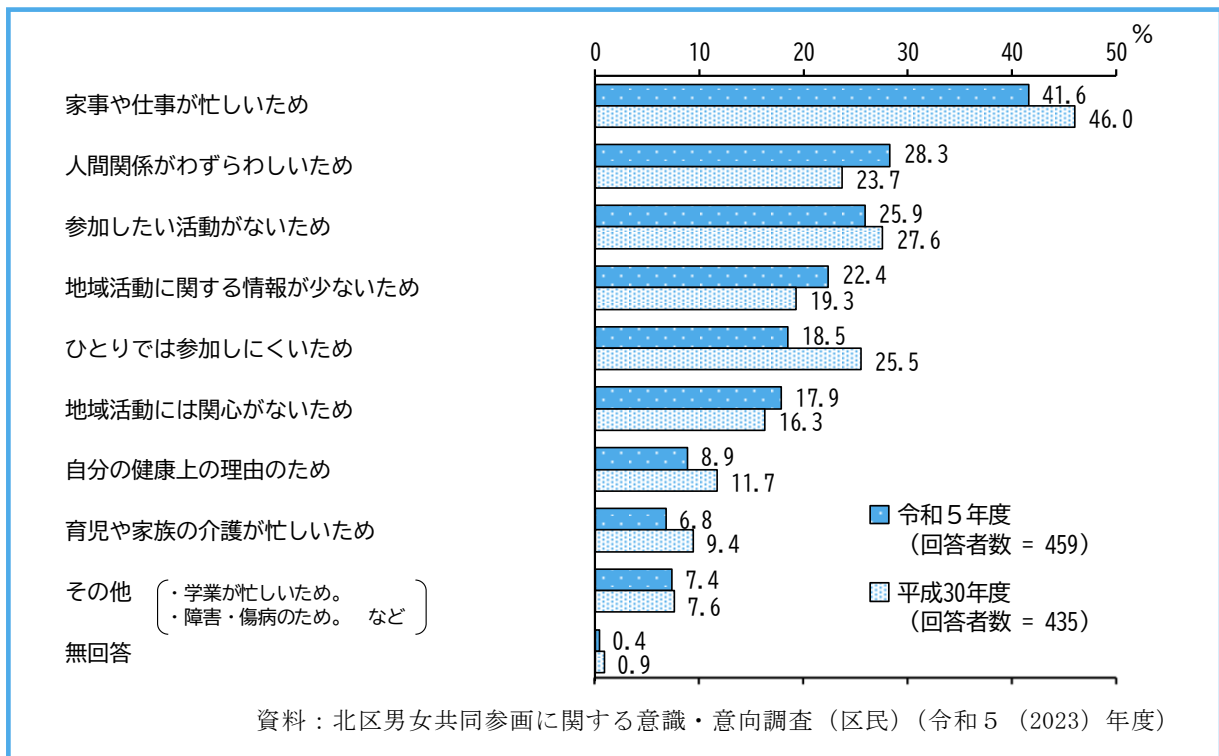
日常的に地域の自主的な活動に参加している人の割合は低くなっています。参加していない理由として、「家事や仕事が忙しいため」との回答が多く、前回調査と比べると「人間関係がわずらわしいため」「地域活動に関する情報が少ないため」との回答も増加しています。

地域活動に関する情報提供を充実することで、地域活動の具体的な様子を認知してもらい、地域活動への参加を支援していく必要があります。

【地域活動への参加状況】



【地域活動へ参加していない理由】

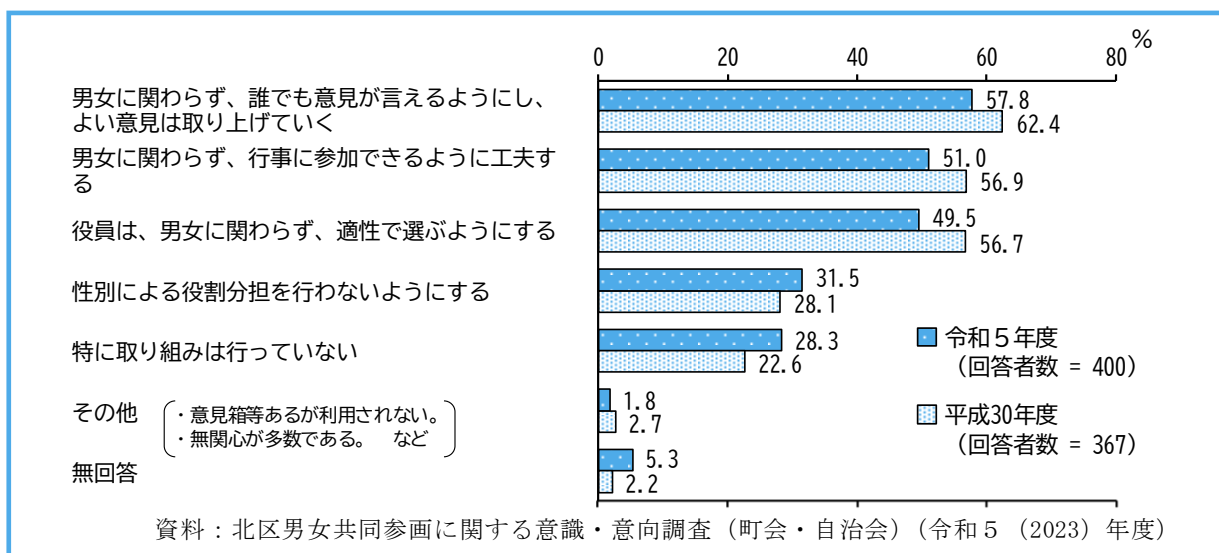


◆地域における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するために町会・自治会として既に取り組んでいることについては、「男女に関わらず、誰でも意見が言えるようにし、よい意見は取り上げていく」ことに努めている自治会が多いことがうかがえます。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、男女がともに地域活動に参画し、男女双方の視点を取り入れた地域活動の活性化を図ることが必要です。

【男女共同参画推進のために取り組んでいること】

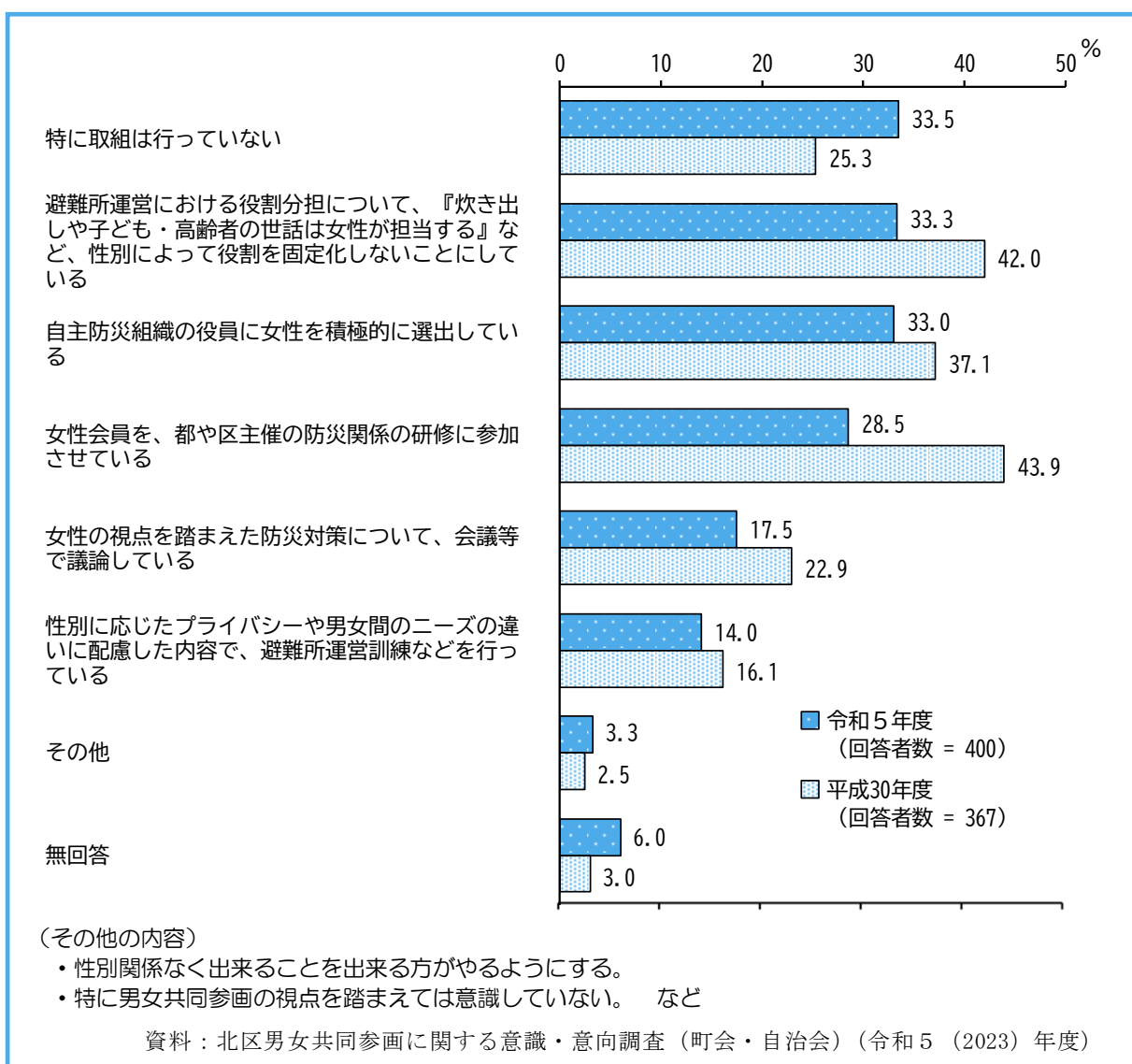


◆防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた防災対策について、前回調査と比較すると、「特に取組は行っていない」が増加しています。

昨今の災害発生状況から、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取組を、さらに推進していく必要があります。

【男女共同参画の視点を踏まえた防災対策】



施策

①家庭・地域における男女共同参画意識の形成

家庭・地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
85		男女共同参画意識向上のための講座の実施や情報提供	家庭や地域向けの男女共同参画に関する講座を実施します。また、情報誌等で男女共同参画に関する情報を提供します。	多様性社会 推進課
86		スペースゆう情報コーナーや図書館における啓発	家庭や地域での男女共同参画意識を形成するため、スペースゆう情報コーナーや図書館で親子・家族・地域向けの男女共同参画に関する図書等を設置し啓発します。	多様性社会 推進課 中央図書館
87		地域育て合い事業の実施	児童館と保育園が連携して在宅乳幼児支援や子育てサークル支援等の地域育て合い事業を実施します。	子ども わくわく課 保育課
88		社会教育講座の実施	親子で参加する「家族ふれあいの日」等の社会教育講座を実施します。	生涯学習・学校 地域連携課
89		家庭教育支援の実施	家庭教育力向上プログラム等の家庭教育支援を通じて男女共同参画意識の啓発を行います。	生涯学習・学校 地域連携課 中央図書館



防災分野における男女共同参画

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、衛生用品等の生活必需品や授乳・着替えをする場所の不足、避難所での食事準備や清掃等が「女性だから」というだけで女性に割り振られた等、女性被災者と男性被災者でそれぞれ異なるニーズに対し、適切な支援がなされないといった課題が生じました。

このように、過去に発生した災害により顕在化した「女性の視点に立った取組が十分ではない」、「防災や災害時対応等の意思決定過程に女性が参画していない」、「女性と男性で異なる災害の影響やニーズが配慮されない」等の課題に対応するため、令和2（2000）年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を国が作成しました。

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震では、国からの「ガイドライン」に基づく取組を進めるようにとの要請を受け、被災自治体では派遣された国の職員と協力し、「女性の視点からの避難所チェックシート」に基づいて、女性用トイレへの生理用品の配置や女性避難者用休養スペース・キッズスペース・授乳室の設置等の取組が行われたほか、物資配布担当として女性職員の配置等も行われました。

防災対策や災害対応の場でも、男女共同参画の視点は必要不可欠です。今一度、自身や地域の防災対策や災害対応を男女共同参画の視点に立って改めて確認し、不足しているところがあれば備えておきましょう。

（参考：内閣府 令和6年度版防災白書）

②多様な視点を取り入れた防災対策の充実

防災計画や避難所運営に、性別にとらわれない多様な視点を取り入れます。
また、防災講座や情報提供を行います。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
90		多様な視点を取り入れた各種防災計画の策定および推進	性別にとらわれず多様な視点を取り入れた各種防災計画を策定し、計画を推進します。	防災・危機管理課
91		多様な視点を取り入れた避難所運営に向けた環境づくり	多様な視点に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営マニュアルの周知啓発や必要な備蓄の配備を推進します。	防災・危機管理課
92	★	多様な視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発	性別にとらわれず多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発をします。	多様性社会推進課
93		災害時における女性被災者等の相談窓口の設置および協定に基づく推進体制の維持	災害時の相談体制を確保するため、関係機関との災害時連携協定を維持します。また、災害時は、協定を締結している関係機関と連携し、女性被災者等からの相談に応じる窓口を設置します。	多様性社会推進課

重点取組における主要事業（No. 92）

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座やパンフレット・情報誌等による啓発および情報提供（多様性社会推進課）

4 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、すべての区職員が、男女共同参画に関する意義の理解と意識の向上を図り、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った業務を行うことが必要です。また、各部署において計画事業の適切な進行管理を行うとともに、区として実施状況を把握・評価していくことも必要です。

さらに、区の男女共同参画をより一層推進していくためには、区民、大学、企業・民間団体、関係機関等と連携・協働した取組が欠かせないことから、公民が連携・協働した取組も求められています。



スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）

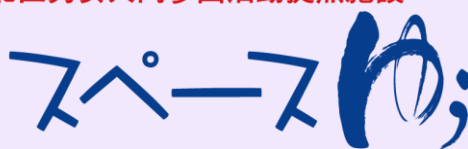
スペースゆうでは、多様な人々が共にいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざして、男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策を推進しています。

開設当時にプラネタリウム付きのホールを併設していたこともあり、「スペース」には、場所や宇宙という意味が込められています。また、「ゆう」は、「主役はあなた」の「YOU」のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」との意味が込められています。

スペースゆうのはじまりは、昭和 46（1971）年に女性を取り巻く諸問題の解決や男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進するために設置された区民の自主的な活動拠点「婦人センター」です。

平成 4（1992）年に「女性センター」に名称を変更し、平成 16（2004）年に北とぴあへの移転を機に「男女共同参画センター」に名称を変更しました。その後、平成 29（2017）年に「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）」に名称を変更し、現在に至ります。

北区男女共同参画活動拠点施設



◇北区ホームページ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）



課題1 「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」

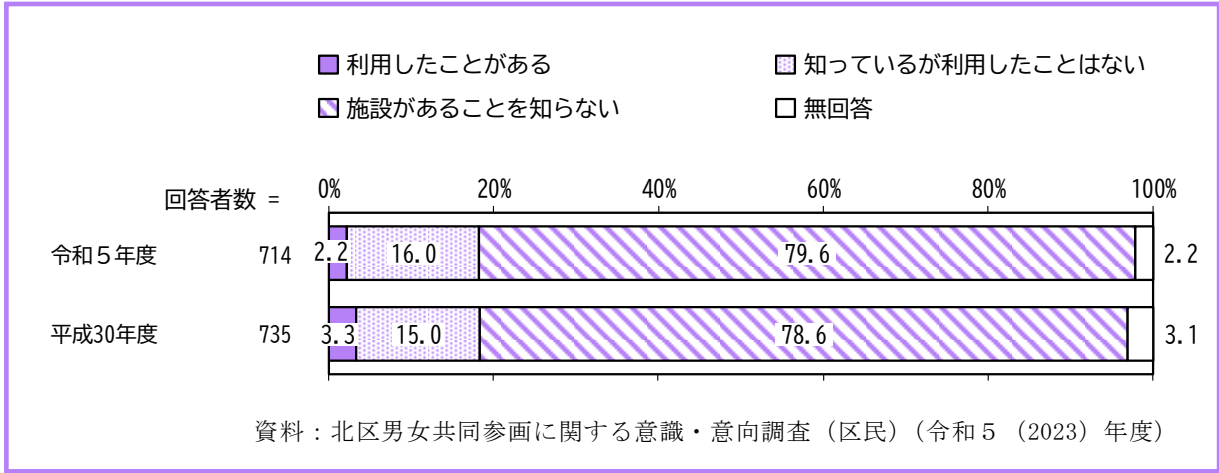
現状・課題

◆男女共同参画体制の認知度

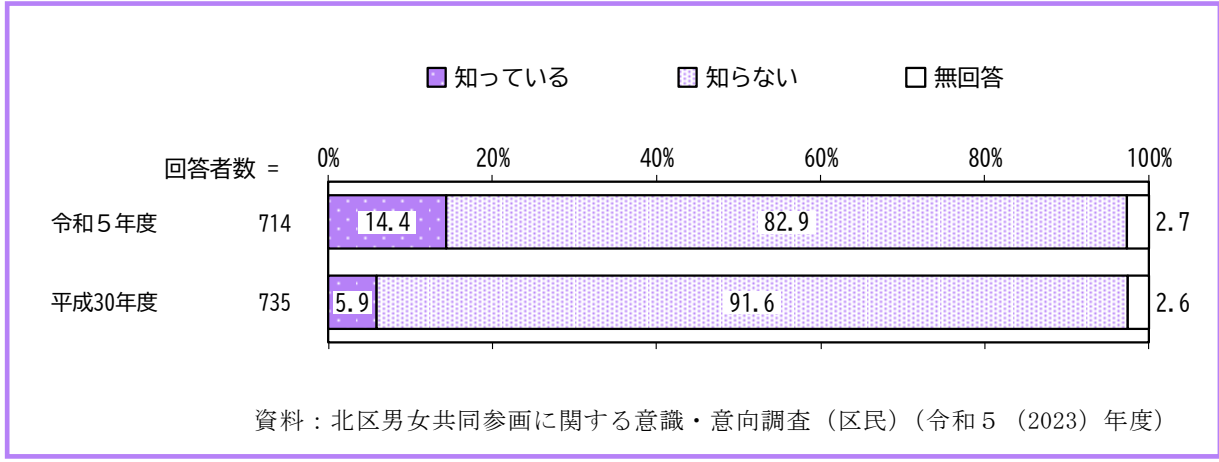
北区男女意識意向調査結果では、「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）という施設があることを知らない」との回答が、8割近くを占めています。また、アゼリアプランや条例の認知度も、低くなっています。

区民に広く意識啓発を進めていくために、講座の実施や情報誌の配布のほか、様々な方法で周知に取り組むことが重要です。また、区はすべての事業の実施に際し、男女共同参画の視点を持つ必要があります。

【スペースゆうの利用状況】



【アゼリアプランの認知度】



施 策

①男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進

区職員が、男女共同参画意識を持ちながら日常業務を遂行できるよう、研修を実施します。また、職員の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、調査を実施します。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
94		ハラスメント防止に関する研修の実施	ハラスメントのない職場をつくるため、職員を対象としたさまざまなハラスメント防止に関する研修を実施します。	職員課
95		女性のキャリアアップに関する研修の実施	管理・監督職の女性職員を増やすため、一人ひとりの能力や適性・ライフイベント等に応じたキャリア形成のための研修を実施します。	職員課
96		男女共同参画に関する研修の実施	職員の男女共同参画への意識を醸成するため、職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	多様性社会 推進課
97		職員の男女共同参画に関する意識・意向調査の実施	職員の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、職員を対象とした調査を実施します。	多様性社会 推進課
98		職員のワーク・ライフ・バランスの推進	職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員への意識の啓発や職場での意識づくりに取り組みます。	職員課
99		特定事業主行動計画の推進	職員を雇用する事業主としての責務を果たすため、北区特定事業主行動計画に基づいた取組を区で推進します。	職員課
100		基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけの実施	他の計画の策定・見直しに際し、計画の中に男女共同参画を推進する取組や男女共同参画の視点を踏まえた取組を取り入れるよう、全庁に働きかけます。	多様性社会 推進課

②計画の進捗管理・見直し

計画の進捗状況の評価を行います。また、区民に対する意識・意向調査を実施し、区民の意識や意向の把握、施策の効果検証を行い、アゼリアプランの取組に反映させていきます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
101		計画の策定と中間の見直しおよび実績報告による計画の進捗状況の確認	策定する計画の計画期間(5か年)中に中間の見直しを行います。また、年度ごとに計画事業の実績・評価を報告し、計画の進捗状況を定期的に確認します。	多様性社会 推進課
102		区民等の男女共同参画に関する意識・意向調査の実施	区民等の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、5年ごとに区民等を対象とした調査を実施します。	多様性社会 推進課

③スペースゆうの機能の充実

スペースゆうが、男女共同参画のための拠点施設としての役割や機能を十分に果たせるよう、また、より多くの区民にスペースゆうを活用してもらうため、周知等に取り組めます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
103	★	スペースゆうおよびスペースゆう開催事業の周知・情報発信	北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」の機能や取組について、広く区民に周知します。	多様性社会 推進課
104		登録団体制度の周知・運用	男女共同参画の推進を目的として活動している区内団体にスペースゆうを活用してもらうため、登録団体制度について広く区民に周知します。	多様性社会 推進課

重点取組における主要事業 (No. 103)

- パンフレット・チラシ・SNS等を活用したスペースゆう・スペースゆう開催事業の周知・情報発信(多様性社会推進課)

課題2 「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」

現状・課題

◆ 区民や関係機関等との連携の必要性

区ではこれまでも、区民や関係機関等と連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

今後も取組を進めていくためには、区民や関係機関等との連携・協働が不可欠です。

施策

① 区民や関係機関等との連携・協働

男女共同参画施策をより効果的に実施するために、地域団体、大学、企業、民間団体、関係機関等と連携・協働して取り組みます。

No.	重点 取組	取組	取組の概要	担当課
105		北区男女共同参画推進ネットワーク・登録団体の活動支援	男女共同参画の推進を目的として活動している団体の活動を支援するため、活動場所の提供等を行います。	多様性社会 推進課
106		地域スタッフ・ボランティアとの協働	地域スタッフ・ボランティアと協働し、区民を対象とした講座の実施や講座・相談時の一時保育等を実施します。	多様性社会 推進課
107		区民企画協働事業の実施	男女共同参画の推進を目的として活動している団体と協働し、区民を対象とした講座を実施します。	多様性社会 推進課
108		大学・企業・民間団体との連携	大学・企業・民間団体と連携して、男女共同参画を推進する取組を実施します。	多様性社会 推進課
109		国・都等行政機関との連携	国・都等の行政機関と連携して、男女共同参画を推進する取組を実施します。	多様性社会 推進課

5 課題ごとの目標指標

この計画では、中長期的な進捗状況を数値により確認するため、課題ごとに目標指標を設定しました。計画期間中は目標指標を踏まえた取組を進めていくとともに、取組の進捗状況を確認していきます。

基本目標Ⅰ

すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してくらせるまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2028年度)
課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	6.0%	20.0%
課題2 互いの人権を尊重する意識の形成	アンコンシャス・バイアスという言葉聞いたことがあり、意味を理解している人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	20.7%	30.0%
課題3 生涯を通じて健康的な生活を送るための支援	日頃の生活でストレスを感じている人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	64.7%	60.0%
課題4 性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援	性的少数者という言葉聞いたことがある人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	93.0%	95.0%

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2029年度)
課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組をしている事業者の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	81.0%	85.0%
課題2 子育てや介護に関する支援	この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (北区ヘルシータウン21(第三次))	94.7% (令和4年度)	100%に 近づける
課題3 働く場における男女平等の推進	職場において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	46.9%	50.0%
課題4 意思決定過程への女性の参画推進	審議会等の女性委員の割合	28.4% (令和6年4月)	40.0% (令和10年4月)

基本目標Ⅲ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2028年度)
課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	9.4%	0%に 近づける
課題2 くらしにおける男女共同参画の推進	家庭生活において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	53.1%	60.0%

資料編

1 北区男女共同参画に関する意識・意向調査の概要

(1) 調査の目的

北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」策定の際の基礎資料と
するため、北区男女共同参画に関する意識・意向調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月14日（金）

(3) 調査結果

	区民 (18歳以上の男女)	事業所 (区内事業所の経営者)	町会・自治会 (会長・役員 男女各1名)	中学生 (区立中学校 2年生)
対象者数	2,000名	200名	543名 ・会長181名 ・役員362名	1,622名
回答方法	紙面・Web	紙面・Web	紙面	学習用端末 「きたコン」
有効回収数 (令和5年)	714 ・紙面468 ・Web246	58 ・紙面33 ・Web25	400	588
有効回収率 (令和5年)	35.7%	29.0%	73.7%	36.3%
【参考】 (平成30年)	36.8%	26.5%	67.6%	92.7%

北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書（令和6年3月）



2 北区男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和6（2024）年10月1日～令和8（2026）年9月30日（敬称略）

選出区分		氏名	役職等
1	学識経験者 （4名以内）	奥津 眞里	キャリアコンサルティング技能士
2		平野 順子	東京家政大学女性未来研究所所長
3		山田 昌弘	中央大学文学部教授
4		植木 智恵子	弁護士
5	区内関係団体 （10名以内）	小野澤 哲男	北区民生委員・児童委員協議会
6		阿藤 護	北区町会自治会連合会
7		山田 由起子	王子法人会女性部会
8		早瀬 可依子	東京商工会議所北支部
9		浜田 浩一	連合東京北地区協議会
10		関口 聡子	区立中学校PTA連合会
11		牛村 福太郎	東京人権擁護委員協議会北地区委員会
12		桑田 美佳	北区男女共同参画推進ネットワーク
13		浅海 若葉	新生活運動推進協議会
14		清水 圭美	（一社）社会的包摂サポートセンター
15	公募委員 （3名以内）	鈴木 洸	区内在住
16	区議会議員 （2名以内）	松沢 よしはる	企画総務委員会委員長
17		いながき 浩	企画総務委員会副委員長
18	関係行政機関 （1名以内）	宮地 明子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長

3 計画策定までの審議会の開催経過

日 程		会議名等
(2023) 令和5年	10月26日(木)	区長より北区男女共同参画審議会へ諮問 北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」の策定にあたっての基本的な考え方について
		第9期第2回北区男女共同参画審議会 専門部会設置
	12月15日(金)	第3専門部会 1回目
	12月19日(火)	第2専門部会 1回目
(2024) 令和6年	12月22日(金)	第1専門部会 1回目
	1月12日(金)	第1専門部会 2回目
	1月17日(水)	第2専門部会 2回目
	1月23日(火)	第3専門部会 2回目
	2月8日(木)	第1専門部会 3回目
	2月14日(水)	第2専門部会 3回目
	2月17日(土)	第3専門部会 3回目
	3月6日(水)	専門部会リーダー会議
	3月22日(金)	第9期第3回北区男女共同参画審議会
	5月27日(月)	北区男女共同参画審議会より答申 北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」のための提言
	8月27日(火)	第9期第4回北区男女共同参画審議会
(2025) 令和7年	10月31日(木)	第10期第1回北区男女共同参画審議会
	1月31日(金)	第10期第2回北区男女共同参画審議会

4 男女共同参画推進の動き（国際婦人年以降）

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
昭和50年	1975年	・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置	・国際婦人年婦人のつどい開催	
昭和51年	1976年	・「国連婦人の10年」が始まる	・「民法の一部を改正する法律」施行	・都民生活局婦人計画課設置	
昭和52年	1977年		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・東京都婦人関係行政推進協議会設置 ・東京都婦人問題会議設置 ・東京都婦人相談センター開設	
昭和53年	1978年			・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和54年	1979年	・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		・東京都婦人情報センター開設	
昭和55年	1980年	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・職場における男女差別苦情処理委員会設置	・東京都北区婦人問題連絡会設置
昭和56年	1981年	・（ILO 総会）「男女労働者、家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」（156号条約）採択	・「国内行動計画後期重点目標」決定	・東京都婦人問題協議会設置	
昭和57年	1982年				

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
昭和 58 年	1983 年			・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン－」策定	・「北区基本計画」策定（婦人の地位並びに福祉の向上のための目標設置）
昭和 59 年	1984 年		・第 1 回日本女性会議		・北区婦人の意識と生活実態調査
昭和 60 年	1985 年	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法・戸籍法改正 ・「男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」（男女雇用機会均等法）成立 ・「女子差別撤廃条約」批准	・国連婦人の 10 年最終年都民会議開催	
昭和 61 年	1986 年		・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行		
昭和 62 年	1987 年		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和 63 年	1988 年		・「労働基準法の一部を改正する法律」施行		
平成 元年	1989 年				・婦人問題懇話会設置
平成 2 年	1990 年	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・北区婦人問題に関する意識と生活実態調査

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
平成 3 年	1991 年		・「育児休業等に関する法律」（育児休業法）成立 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定	・「女性問題解決のための東京都行動計画、21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定	・ <u>北区女性行動計画「アゼリアプラン」策定</u> ・ 北区アゼリアプラン推進区民会議設置 ・ 総務部女性計画推進室設置
平成 4 年	1992 年		・ 婦人問題担当大臣設置 ・ 「育児休業法」施行	・ (財) 東京女性財団設立	・ 婦人センター（昭和 46 年開設）を女性センターに名称変更 ・ 女性政策課に組織改正
平成 5 年	1993 年	・ 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）成立・施行		
平成 6 年	1994 年	・ 国際人口・開発会議（カイロ）「カイロ宣言及び行動計画」採択（リプロダクティブヘルス/ライツを提起）	・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画推進本部設置 ・ 男女共同参画審議会設置		
平成 7 年	1995 年	・ 第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 「育児・介護休業法」改正 ・ ILO「156 号条約」批准	・ 東京ウィメンズプラザ開設	・ 北区女性のネットワーク発足
平成 8 年	1996 年		・ 「優生保護法」改正（名称を「母体保護法」へ） ・ 「男女共同参画 2000 年プラン」策定		・ <u>第 2 次「北区アゼリアプラン」策定</u>
平成 9 年	1997 年		・ 「男女共同参画審議会設置法」施行 ・ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正		
平成 10 年	1998 年			・ 男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・ 男女共同参画室に組織改正
平成 11 年	1999 年		・ 「男女共同参画社会基本法」成立・施行		

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
平成 12 年	2000 年	・国連特別総会「女性 2000 年会議」 「政治宣言」「成果文書」採択 （ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカ一規制法）成立・施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）成立・施行	・「東京都男女平等条約基本条例」制定	
平成 13 年	2001 年		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）成立・施行		・第 3 次「北区アゼリアプラン」のための区民との意見交換会開催
平成 14 年	2002 年			・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2002」策定	・子ども家庭部男女共同参画推進課に組織改正
平成 15 年	2003 年		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」成立・施行		・第 3 次「北区アゼリアプラン」策定
平成 16 年	2004 年		・「DV 防止法」改正		・女性センターを男女共同参画センター（愛称：スペースゆう）に名称変更し、北とぴあに移転
平成 17 年	2005 年	・国連婦人の地位委員会「北京 + 10」閣僚級会合開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・「育児・介護休業法」改正		
平成 18 年	2006 年		・「男女雇用機会均等法」改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「北区男女共同参画条例」制定 ・北区男女共同参画審議会（第 1 期）設置

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
平成 19 年	2007 年		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV 防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・北区男女共同参画苦情解決委員会設置
平成 20 年	2008 年		・「次世代育成支援対策推進法」改正		・北区男女共同参画審議会（第2期）設置 ・北区男女共同参画に関する意識・意向調査実施
平成 21 年	2009 年		・「育児・介護休業法」改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	
平成 22 年	2010 年	・国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・第4次「アゼリアプラン」策定 ・北区男女共同参画審議会（第3期）設置
平成 23 年	2011 年	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）正式発足			
平成 24 年	2012 年	・国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2012」策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・北区男女共同参画審議会（第4期）設置
平成 25 年	2013 年		・「DV 防止法」改正 ・「ストーカー規制法」改正		・北区男女共同参画に関する意識意向調査実施

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
平成 26 年	2014 年	・国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「パートタイム労働法」改正		・北区男女共同参画審議会（第5期）設置
平成 27 年	2015 年	・国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク） ・国連サミット「(SDGs)持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）成立・公布 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		・第5次「アゼリアプラン」策定
平成 28 年	2016 年		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」施行	・「東京都女性活躍推進白書」策定	・北区男女共同参画審議会（第6期）設置 ・男女共同参画推進課を教育委員会事務局に移管し、男女いきいき推進課に組織改正
平成 29 年	2017 年		・「育児・介護休業法」改正 ・「刑法」改正	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定（「東京都女性活躍推進計画」・「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成）	・北区男女共同参画審議会（第6期）設置 ・「男女共同参画センター条例」を「北区スペースゆう条例」に改正。 ・「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）」に名称変更
平成 30 年	2018 年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	・北区男女共同参画に関する意識意向調査実施 ・北区男女共同参画審議会（第7期）設置

実施年		世界（国連等）	国	東京都	北区
和暦	西暦				
令和元年	2019 年		・「DV 防止法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）改正	・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・男女いきいき推進課を教育委員会事務局から総務部へ移管し多様性社会推進課に組織改正
令和2年	2020 年	・国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	・「第5次男女共同参画基本計画」策定		・北区男女共同参画審議会（第8期）設置 ・第6次「アゼリアプラン」策定
令和3年	2021 年		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正		
令和4年	2022 年		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」改正 ・東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始	・北区パートナーシップ宣誓制度を運用開始 ・北区男女共同参画審議会（第9期）設置
令和5年	2023 年		・「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立・施行 ・「DV 防止法」改正 ・「刑法」改正	・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・北区男女共同参画に関する意識意向調査実施
令和6年	2024 年		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定	・北区男女共同参画審議会（第10期）設置

5 関係法令

(1) 東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 基本的施策等（第九条～第十二条）

第三章 男女共同参画審議会（第十三条）

第四章 苦情への対応（第十四条・第十五条）

第五章 雑則（第十六条）

付則

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

（性別による権利侵害の禁止）

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等
（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会
（設置）

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。

二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。

三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。

四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。

3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

（苦情の申出と処理）

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項

2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

（男女共同参画苦情解決委員会の設置）

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東

京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。

3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。

4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。

5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び

運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

（委任）

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

(2) 東京都北区スペースゆう条例

(平成 15 年 12 月 5 日 条例第 39 号)

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。

- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関すること。
- 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関すること。
- 三 女性総合相談事業に関すること。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関すること。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。

四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」と総称する。）を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例（平成十五年十二月東京都北区条例第四十号）の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

（準備行為）

- 3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（平成二六年一〇月三日条例第二九号）
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年七月三日条例第五一号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年一二月五日条例第七九号）
この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（令和六年一二月六日条例第四三号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都北区スペースゆう条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第四条―第六条関係）

区分 施設名	午前 （午前九時～午後 零時）	午後 （午後一時～午後 五時）	夜間 （午後六時～午後 九時）
多目的室 A・B	1,720 円	2,680 円	3,440 円
多目的室A	860 円	1,340 円	1,720 円
多目的室B	860 円	1,340 円	1,720 円

(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和60年7月1日 条約第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決

の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実質的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別と

なるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励すること

により、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービス

の提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその

制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるもの

とし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に於てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(4) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は

国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者

は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条
—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあっ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野

又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。（退去等命令）
- 第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしては

ならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更なる身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属

官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定に

よる命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支

障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載

	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三 条の三第一 項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一 条第二項及 び第二百三 十一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条 第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百三十一 条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一 条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保

護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日

前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第百八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第百八十八条の規定公布の日

- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第百八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次
第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則 （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し

て、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、

これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主

等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

- (2) 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
(2) 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
(3) 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
(2) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(3) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(4) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）

は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則（令和元・六・五法二四） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔令和元年政令第一七四号で同二年六月一日から施行〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
(2) 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和元年政令第一七四号で同四年四月一日から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 用語解説

本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

No.	用語	ページ	内容
1	配偶者暴力相談支援センター	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により、被害者支援の中心的な役割を担う機関とされている。なお、法的には施設の名称を示すものではなく、機能の名称としており、その役割は限定列挙されている。都道府県と市町村では役割分担がされており、市町村は「身近な行政主体における支援の窓口」との位置付けとなっている。
2	ジェンダー	3	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
3	DV	5	「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。 「ドメスティック・バイオレンス」という言葉には、明確な定義はない。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV防止法」と呼ばれることもある。
4	アンコンシャス・バイアス	5	だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。
5	性的指向	7	恋愛感情がどの性に向くかを指す。同性を好きになる人、男女の両方を好きになる人、恋愛感情を抱かない人もいる。
6	メディア・リテラシー	13	リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。
7	セクシュアル・ハラスメント等	24	職場等で優位な力関係を背景に、上司や部下等に対して行う性的な言動を伴う嫌がらせをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）という。また、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的に苦痛を与えること等をパワー・ハラスメント（パワハラ）という。最近では、働く女性が妊娠、出産、育児休業等を理由として職場で嫌がらせや不利益な取り扱いを受けることを示すマタニティ・ハラスメント（マタハラ）という言葉も使われる。

No.	用語	ページ	内容
8	(セクシュアル・)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR)	30	Sexual and Reproductive Health and Rights の頭文字をとったもので、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱されて以降、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、セクシュアル・ヘルス/ライツ（性の健康と権利）を含む「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR)」として発展してきた。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に産まれ育つこと等が含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
9	プレコンセプションケア	32	成育基本法（平成30（2018）年12月）に基づく成育医療等基本方針（令和3（2021）年2月）において、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康を促す取組」と定義されている。
10	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+等）	34	性的少数者とは、LGBTQ+と同義で使用されることもある。 LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉。 Lesbian（レズビアン） 女性同性愛者 Gay（ゲイ） 男性同性愛者 Bisexual（バイセクシュアル） 両性愛者 Transgender（トランスジェンダー） 出生時の身体の性に基づいて割り当てられた性と自認する性が異なる人 LGBTにQと+を加え、LGBTQ+と表すこともある。 「Q」は、Questioning（クエスチョニング）またはQueer（クィア）のことを指す。クエスチョニングは、セクシュアリティがわからない、またはあえて決めていない人のことを言う。また、クィアは、もともと「奇妙な」という意味の侮蔑語であったが、性的少数者がそれを逆手にとり、誇りを持ってクィアと自称するようになったことで、性的少数者を表す言葉となった。 「+」はL・G・B・T・Qだけでは表しきれない、多様なセクシュアリティを指す。 アゼリアプランでは、当事者を表す言葉として「性的少数者」「性的マイノリティ」を用いている。
11	性自認	34	自分の性をどうとらえているかを指す。身体の性と自認する性の不一致を感じている人もいる。
12	北区パートナーシップ宣誓制度	35	多様な性自認または性的指向を持つ二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証をお渡しする制度で、令和4年4月1日に開始した。
13	ヤングケアラー	44	ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響を及ぼすことがある。

北区の男女共同参画行動計画は、区民の皆さんに身近で親しみのある区の花「ツツジ」の英語名「アゼリア（Azalea）」から「アゼリアプラン」と名付けられました。



区の花 つつじ

City Flower : Azalea

「ツツジ科ツツジ属」

Ericaceae Rhododendron

北区男女共同参画行動計画
第7次アゼリアプラン

刊行物登録番号
6-1-140

令和7（2025）年3月

発行：東京都北区総務部多様性社会推進課

住 所：〒114-8503

東京都北区王子1-11-1 北とびあ5階

電 話：03（3913）0161（ダイヤルイン）



